

鹿児島県観光振興基本方針
(令和2～6年度)に基づく施策の
成果等に関する最終報告書

令和7年11月

鹿児島県

この報告は、観光立県かごしま県民条例第9条の規定に基づくものである。

○観光立県かごしま県民条例（抄）

（施策の実施状況の報告等）

第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

○鹿児島県観光振興基本方針（抄）

第6 「観光立県かごしま」の実現に向けて

2 進行管理

条例に基づき、推進期間の中間年度を令和4年度、最終年度を令和6年度とし、それぞれの年度までの施策の実施状況及びその成果を取りまとめるとともに、これらを検証し、条例に基づく「鹿児島県観光立県推進会議」の意見を聴きながら、必要に応じて基本方針の見直しを行い、基本目標の実現を図ります。

「観光立県かごしま」の実現に向けて

県では、「観光立県かごしま県民条例」に基づき策定した、令和2年度から令和6年度までの5年間を推進期間とする第3期鹿児島県観光振興基本方針（以下「基本方針」という。）を令和2年3月に策定し、各般の施策を進めてきました。

この5年間は、令和3年の「奄美大島・徳之島」の世界自然遺産登録や出水ツルの越冬地のラムサール条約湿地登録、令和4年の霧島神宮の国宝指定や鹿児島県産和牛の「和牛日本一」の獲得、令和5年の「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」、「第47回全国高等学校総合文化祭」の開催、令和6年の本県産の本格焼酎を含む伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録など、本県の観光振興に一層の弾みを付ける出来事が続きました。

一方で、推進期間中は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年と令和3年の延べ宿泊者数はコロナ禍前の6割程度まで落ち込みました。また、国の外国人観光客の受入れに係る水際措置の影響により、令和2年から令和4年までの外国人延べ宿泊者数はコロナ禍前と比較し、ほぼ皆減となるなど、観光関連産業はこれまでに経験したことがない非常に厳しい状況に立たされました。

県では、このような状況にある観光関連産業を支援するため、切れ目ない観光需要喚起策に取り組んできました。これらの取組の効果もあり、令和6年の延べ宿泊者数はコロナ禍前を上回ったところですが、外国人延べ宿泊者数はコロナ禍前の7割程度に留まり、コロナ禍前の水準には戻っていない状況です。

このような状況を踏まえ、県では、コロナ禍後の経済回復を軌道に乗せ、引き続き、令和7年3月に策定した第4期の基本方針に基づき、国内外への戦略的な誘客を展開することにより、本県を訪れる観光客を増やすとともに、魅力ある癒やしの観光地形成に取り組み、観光消費額の増加に向けて、各般の施策を展開してまいります。

目 次

第1 「鹿児島県観光振興基本方針」の推進期間における主な動向 及び対応状況

1 国内外及び本県における観光関係の主な動向	2
2 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光関係の対応	4
3 「奄美・沖縄」の世界自然遺産登録等を生かした観光振興の取組	12
4 危機事象の発生に伴う観光関係の対応	16

第2 「観光立県かごしま」の実現に関して実施した主な施策

1 魅力ある癒やしの観光地の形成	19
（1）地域の観光資源の保全、活用及び創出	
（2）地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	
（3）観光関係施設等の整備	
（4）新たな観光旅行の分野の開拓等	
（5）観光地における環境の保全	
2 戦略的な誘客の展開	29
（1）観光客の来訪の促進等	
（2）スポーツキャンプ等の誘致	
（3）外国人観光客の来訪の促進等	
（4）クルーズ船の誘致	
（5）相互交流の促進	
3 オール鹿児島でのおもてなしの推進	40
（1）全ての観光客がストレスなく快適に観光できる環境の整備	
（2）外国人観光客の受入体制の整備	
（3）観光を担う人材の育成・確保	
（4）啓発・学習の推進	
（5）観光旅行の安全の確保	
（6）統計調査・研究	

第3 「観光立県かごしま」の実現に向けた目標の達成状況等

1 数値目標及びその達成状況	46
2 目標項目ごとの達成状況の検証	47
3 主な観光関係の動向	58
観光立県かごしま県民条例	60

第1 「鹿児島県観光振興基本方針」 の推進期間における主な動向及び 対応状況

1 国内外及び本県における観光関係の主な動向

「鹿児島県観光振興基本方針」は、令和2年度から令和6年度までの5年間を推進期間としており、この期間中の主な動向として、次のような出来事がありました。

○…プラス事象 ●…マイナス事象

年	月	国内外の主な動向	鹿児島県の主な動向
2020年 (R 2)	1月	●新型コロナウイルス国内感染者初確認	
	3月	●東京五輪・パラ五輪の延期及び令和3年開催が正式決定 ●緊急事態宣言の発令	●新型コロナウイルス県内感染者初確認 ●鹿児島空港国際線全便運休 ○鹿児島城の御楼門完成
	4月		○ディスカバー鹿児島キャンペーン開始
	6月		○GoTo トラベルキャンペーン開始
	7月		○ディスカバー鹿児島キャンペーン(第2弾)開始
	8月		○甑大橋開通
	10月		●燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の令和5年開催決定(同年6月に延期が正式決定)
2021年 (R 3)	11月		○「今こそ鹿児島の旅」開始
	1月	●緊急事態宣言の発令	
	4月	●緊急事態宣言の発令 ●まん延防止等重点措置の適用	○観光・文化スポーツ部設立 ○「今こそ鹿児島の旅(第2弾)」開始 ○県民限定かごしま旅クーポン発売
	5月	●緊急事態宣言の拡大 ●まん延防止等重点措置の適用	
	7月	○東京五輪開幕	○奄美・徳之島の世界自然遺産登録
	8月	●緊急事態宣言の拡大 ●まん延防止等重点措置の適用	
		○東京パラ五輪開幕	
	9月	●緊急事態宣言の拡大 ●まん延防止等重点措置の適用	
	10月		●奄美群島で軽石大量漂着
	11月		○「出水ツルの越冬地」のラムサール条約湿地登録
2022年 (R 4)	1月	●まん延防止等重点措置の適用	
	2月	●まん延防止等重点措置の適用 ●ウクライナ侵攻	○霧島神宮の国宝指定
	7月		●桜島噴火警戒レベル3→5
	9月	○西九州新幹線開業(長崎-佐賀間)	

	10月 11月	○水際措置の緩和 ○国際クルーズ船の日本への受入再開	○第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会開催、同大会で和牛日本一を獲得 ○「今こそ鹿児島の旅(第3弾)」開始
2023年 (R 5)	1月		○「今こそ鹿児島の旅(第4弾)」開始 ○鹿児島空港国際線再開 ソウル-鹿児島線(大韓航空)連続チャーター便運航(~4月)
	2月	○北京五輪開催	○国際クルーズ船受入再開
	3月		
	5月	○新型コロナウイルス感染症5類引き下げ	○香港-鹿児島線(香港エクスプレス)定期便再開
	6月		○台北-鹿児島線(チャイナエアライン)連続チャーター便運航(6月)
	7月		○「第47回全国高等学校総合文化祭」開催
	10月		○燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開催 ○ソウル-鹿児島線(大韓航空)定期便再開 ●関西-奄美路線(ピーチアビエーション)運休(~2月)
	12月		○屋久島世界自然遺産登録30周年 ○奄美群島日本復帰70周年
	1月	●能登半島地震発生 ●羽田空港航空機衝突事故	
	2月		○関西-奄美路線(ピーチアビエーション)運航(~3月)

2024年 (R 6)	3月		○ハノイ-鹿児島線(ベトナム航空)チャーター便運航(3月) ●関西-奄美路線(ピーチアビエーション)運休
	5月		○香港-鹿児島線(香港航空)定期便再開
	7月	○パリ五輪開催	○台北-鹿児島線(チャイナエアライン)定期便再開 ●香港-鹿児島線(香港エクスプレス)定期便運休
	8月	●宮崎県日向灘沖を震源とする地震発生	○上海-鹿児島線(中国東方航空)定期便再開
	9月		○韓国-鹿児島(チェジュ航空)定期便再開
	12月		○「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産登録 ○ハノイ-鹿児島線(ベトナム航空)チャーター便運航(~1月)
	1月		
	2月		
	3月		
	4月		

2025年 (R 7)	2月		○令和6年産荒茶生産量日本一 を初めて獲得
	3月		○仙巒園駅開業 ●新燃岳噴火警戒レベル2→3
	4月		

2 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光関係の対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本県の観光関連産業においては、これまでに経験したことがない非常に厳しい状況に立たされました。

県では、観光関連産業を支援するため、「今こそ鹿児島の旅」等の観光需要喚起や「ぐりぶーケーポン」等の消費意欲喚起に取り組んだほか、事業継続や経営安定化に向けた支援なども行ってきました。

また、県民の安心・安全と経済活動の両立が図られるよう、飲食店及び宿泊施設の第三者認証制度の創設・運用及び感染防止対策に要する経費の支援なども行ってきました。

(1) 観光需要喚起策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本県観光関連産業の早期回復を図るため、「今こそ鹿児島の旅」等の需要喚起策を切れ目なく展開してきました。

《主な施策の展開》

◎ディスカバー鹿児島キャンペーン事業 (R2)

- ・急激な観光客の減少に苦しむ観光業を守り、早期の需要回復を図るため、県民に対して県内観光を促す宿泊助成等を行うとともに、国の経済対策に合わせた本県への誘客を促進

◇主な取組内容

県民向けの宿泊助成

	利用期間	利用枚数
宿泊券（1万円／人）の発行	R2. 6. 20～R2. 9. 15	16,081枚
	R2. 8. 28～R2. 10. 18	12,818枚
タクシー券（3千円／組）の発行	R2. 6. 20～R2. 8. 31	25,185枚

県外観光客に対するタクシー・レンタカー利用料金助成

	助成件数	助成金額
タクシー	3,348件	15,528千円
レンタカー	18,185件	79,342千円

◎観光かごしま回復事業 (R2) ※「今こそ鹿児島の旅（第1弾）」

- ・国体延期による宿泊需要の損失や、新型コロナウイルス感染症による観光客の減少に苦しむ宿泊施設事業者及びバス事業者を支援

◇主な取組内容

①今こそ鹿児島の旅事業（旅行商品の割引助成）

上 限 額：本土 10,000 円

離島（奄美地域を除く）15,000 円

離島（奄美群島）20,000 円

助成実績：234,041 千円（29,511 人泊）

②今こそ鹿児島の旅事業（県民向けプレミアム付宿泊券）

県内宿泊施設で利用可能な宿泊券を県民限定で販売

販 売 額：1 セット（2,500 円×2枚綴り）2,500 円

利用実績：39,577 枚

◎観光かごしま再生事業（R2～R3）

- ・観光客の減少に苦しむ観光業の早期再生を図るため、宿泊や旅行に使えるクーポン券の発行やタクシー及びレンタカー利用料金の助成などを実施

◇主な取組内容

①かごしま旅クーポン事業

- ・県内外の旅行会社や県内宿泊施設で利用できるプレミアム付きクーポン券を販売

助成実績：894,260 千円（357,704 枚）

②らくらく鹿児島巡り事業

- ・県外観光客に対し、タクシー・レンタカーの利用料金を助成

助成実績：タクシー 13,434 千円（2,901 件）

レンタカー 117,092 千円（25,897 件）

◎県内観光促進緊急対策事業（R3～R4）※「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」

- ・国の補助金を活用し、県内での観光を促進するため、県民及び九州・沖縄ブロック居住者向けに旅行商品の割引を実施

◇主な取組内容

①旅行商品割引助成

- ・宿泊又は日帰りの旅行代金の 50%（5 千円上限）を助成

助成実績：3,236,591 千円

（宿泊 679,143 人泊、日帰り 75,183 人回）

②今こそ鹿児島クーポン

- ・①の割引対象旅行商品のうち、旅行代金が 4 千円以上のものに 2 千円分の商品クーポンを付与

利用実績：1,334,209 千円

◎鹿児島G o T o トラベル推進事業(R3)

鹿児島県地域観光支援事業(R4)

全国旅行支援 (R4～R5) ※「今こそ鹿児島の旅（第3, 4弾）」 等

- ・本県観光関連産業の早期回復を図るため、県内での旅行商品の割引や県外の観光客に対するタクシー・レンタカー利用料金の助成、遊び・体験の割引クーポンの付与を実施

◇主な取組内容

①「今こそ鹿児島の旅（第3弾）」

- ・宿泊または日帰りの旅行代金の最大40%を助成するとともに、商品クーポンを付与

利用実績：旅行商品割引 3,710,552千円

（宿泊 694,709人泊、日帰り 6,151人）

商品クーポン 1,996,107千円

②「今こそ鹿児島の旅（第4弾）」

- ・宿泊または日帰りの旅行代金の最大20%を助成するとともに、商品クーポンを付与

利用実績：旅行商品割引 2,933,558千円

（宿泊 1,047,739人泊、日帰り 20,284人）

商品クーポン 2,044,178千円

③らくらく鹿児島巡り事業

- ・県外観光客に対し、タクシー・レンタカーの利用料金を助成

助成実績：タクシー 12,946千円（2,837件）

レンタカー 78,380千円（17,821件）

④体験たっぷりプレゼント事業

- ・県外観光客に対し、遊び・体験の割引クーポンを付与

助成実績：50,862千円（11,384人）

◎インバウンド誘客早期回復事業 (R4～R6)

- ・新たな滞在型観光コンテンツの充実を図るとともに、速やかに海外からの誘客を回復させるため、旅行会社や国内外の航空会社等と連携した重点的なプロモーションなどを実施

◇主な取組内容

- ・新たな滞在型観光コンテンツの開発・磨き上げ
- ・航空会社と連携した特設WE Bサイトによる情報発信
- ・Googleと連携したプロモーションや在日外国人による情報発信
- ・チャーター便や定期便運航再開時におけるプロモーション費や送客への助成

(2) 消費意欲の喚起

県民の消費意欲を喚起するため、飲食サービス、特産品等の購入に利用できるクーポンを発行し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店等の支援に取り組みました。

《主な施策の展開》

◎ぐりぶークーポン発行事業 (R3～R4)

- ・新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等によって影響を受けている飲食店等を支援し、県民の消費意欲の喚起や生活者への支援を図るため、飲食サービス、特産品等の購入に利用できる割引クーポンを配信

◇主な取組内容

- ・スマートフォンアプリLINEにより、登録店舗における対象となる物・サービスの購入代金2千円以上につき以下のとおり割引クーポンを配信
- ①飲食店（第三者認証取得済み）700円割引
②飲食店（第三者認証取得なし），茶，花き，特産品 500円割引

利用実績

	利用店舗登録数				使用枚数
	飲食	茶	花き	特産品	
R3 年度	1,452 店	1,197 店	47 店	47 店	161 店 2,486,713 枚
R4 年度	2,139 店	1,806 店	64 店	58 店	211 店 5,100,608 枚

(3) 事業者の経営安定化と事業継続支援

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業者の経営安定化を図ってきたほか、中小企業等の事業継続のための一時支援金などの整備や拡充を行いました。

《主な施策の展開》

◎鹿児島県事業継続支援金給付事業 (R2)

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業 (R2～R3)

鹿児島県事業継続一時支援金給付事業 (R3)

鹿児島県事業継続月次支援金給付事業 (R3)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付

◇主な取組内容

交付実績

	R2 年度		R3 年度	
鹿児島県事業継続支援金給付事業	6, 251 件	1, 078, 060 千円	—	—
鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業	896 件	200, 000 千円	6, 766 件	1, 494, 782 千円
鹿児島県事業継続一時支援金給付事業	—	—	5, 461 件	1, 040, 870 千円
鹿児島県事業継続月次支援金給付事業	—	—	2, 123 件	208, 004 千円

◎県中小企業融資制度運営事業

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する事由により、経営に大きな影響を受けた中小企業者及び組合が、経営の安定化のために借り入れた資金に係る保証料について補助を実施

◇主な取組内容

保証料補助実績

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
鹿児島県信用保証協会	12, 669 千円	10, 658 千円	9, 941 千円	50, 804 千円	140, 810 千円
(独)奄美群島振興開発基金	—	340 千円	250 千円	195 千円	147 千円

◎新型コロナウイルス関連緊急経営利子補助事業

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する事由により、経営に大きな影響を受けた中小企業者及び組合が、経営の安定化のために借り入れた資金に係る利子について補助を実施

◇主な取組内容

利子補助実績

新型コロナウイルス 関連特別緊急利子 補助事業	新型コロナウイルス 関連緊急経営利子 補助事業	新型コロナウイルス感染症対応資金 関連利子補助事業		
		全国統一分	県独自支援分	
R2 年度	4, 275 千円	5, 117 千円	1, 325 百万円	24, 862 千円
R3 年度	—	451 千円	3, 418 百万円	9, 056 千円
R4 年度	—	—	3, 426 百万円	—
R5 年度	—	—	2, 153 百万円	—
R6 年度	—	—	179 百万円	—

（4）県民の安心・安全と経済活動の両立

県民の安心・安全と経済活動の両立が図られるよう、宿泊施設等における感染防止に係る資機材購入の支援等を行ったほか、感染防止対策を講じた宿泊施設を認証する第三者認証制度を設けることで、感染防止対策の向上を図るとともに、これらの施設の利用を県

民に呼びかけてきました。

また、新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復に向け、県内の観光事業者が行う施設等のバリアフリー化及びウィズ／ポストコロナにおける新たな需要に対応するための取組を支援しました。

《主な施策の展開》

◎宿泊施設感染防止対策支援事業 (R2)

- ・県内の宿泊施設事業者を対象に感染防止対策に必要な物品等の購入や施設の改修等の支援のほか、各施設における感染防止コンシェルジュを養成するためのセミナーを実施

◇主な取組内容

- ①小規模支援事業（機械購入費等）

補助実績：222,982千円（661件）

- ②大規模支援事業（施設等改修費用）

補助実績：591,841千円（186件）

- ③新型コロナウイルス感染防止コンシェルジュ養成支援事業

開催実績：全7回、計38会場、受講者317名

◎宿泊施設感染防止対策等支援事業 (R3)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、国の地域観光事業支援事業等を活用し、県内の宿泊事業者が行う感染拡大防止策の強化等に係る費用の一部を支援

◇主な取組内容

- ①小規模支援（物品購入費等）

補助実績：134,738千円（290件）

- ②大規模支援（施設等改修費用）、前向き投資支援

補助実績：679,864千円（264件）

◎観光事業者等受入環境整備支援事業 (R4)

- ・新たな観光需要の創出につなげるため、県内の観光事業者が行う施設等のバリアフリー化及びウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな需要に対応するための取組（前向き投資）を支援

◇主な取組内容

- ①バリアフリー化支援

補助実績：139,419千円（39件）

- ②前向き投資支援

補助実績：176,159千円（159件）

◎宿泊施設の感染防止対策認証制度事業 (R3, R5)

- ・県民や観光客等の利用促進を通じた経済活動の回復を図るため、県内宿泊施設を対象とする感染防止対策認証制度を創設

◇主な取組内容

- ・県が定める基準に適合する県内宿泊施設の認証
認証数：533 施設
- ・認証制度の周知や宿泊事業者等への適切な指導・助言等による支援を実施
期間：R5. 4. 3～R5. 5. 31

◎宿泊施設の認証取得促進事業 (R4)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立のため、県が適切な感染対策の講じられた宿泊施設を認証するとともに、認証の取得又は維持にかかる感染拡大防止対策の費用の一部を支援することで認証取得を促進

◇主な取組内容

- ・県が定める基準に適合する県内宿泊施設の認証
認証数：686 施設
- ・認証の取得または維持に係る感染防止対策費用の一部を支援
交付実績：49, 553 千円 (353 件)

◎県内教育旅行の促進 (R3～R4)

- ・県内外の学校が県内で実施する教育旅行において、バスの借上に要する経費及び修学旅行における施設見学等に要する経費を支援したほか、県内の学校等に対し、県内での修学旅行実施を要請

◇主な取組内容

- ①教育旅行貸切バス追加借上支援事業 (R3～R4)
実績：133 件 (県内学校 123 件, 県外学校 10 件)
- ②修学旅行貸切バス借上支援事業 (R4)
実績：139 件 (県内学校 67 件, 県外学校 72 件)
- ③県外修学旅行誘致促進支援事業 (R3～R4)
施設入館料等免除の実績

	R3 年度	R4 年度
学校数	96 校	189 件
人 数 (うち引率者)	5, 785 人 (431 人)	8, 387 人 (533 人)

◎キャッシュレスの導入支援等 (R2～R4)

- ・県内におけるキャッシュレスの普及を促進するため、事業者に対するキャッシュレス導入に要する経費の補助のほか、事業者や消費者に対する研修会やアンケート調査等を実施

◇主な取組内容

飲食店感染防止対策支援事業(R2), キャッシュレス導入支援事業(R3)

	R2 年度	R3 年度
対象者	県内飲食店	県内中小・小規模事業者
補助内容	補助率 4/5 以内 (上限 20 万円/事業者)	補助率 4/5 以内 (上限 10 万円/事業者)
補助実績	10,534 千円 (140 件)	17,659 千円 (325 件)

キャッシュレス普及促進事業 (R3～R4)

- ・事業者向けキャッシュレス説明会
- ・消費者向けキャッシュレス体験講座
- ・キャッシュレス普及状況アンケート調査の実施
- ・デジタル商品券の販売 (R4 のみ)

対象エリア：鹿屋市北田・大手町・本町周辺エリア

参加店舗数：26 店舗

プレミアム率：20%

販売総額：600 万円 (購入上限：1 人あたり 2 万円)

3 「奄美・沖縄」の世界自然遺産登録等を生かした観光振興の取組

令和3年7月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。

本県は、平成5年12月に登録された屋久島と合わせて県内に2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県となり、このことは、国内だけではなく海外からの観光客誘致においても、大きなセールスポイントになります。

また、この世界自然遺産登録の効果が一過性・限定的にならないよう、地元市町村、観光関連事業者など幅広い関係者と連携を図りながら、世界自然遺産をはじめとする奄美群島が持つ豊かな自然、個性的で多様な伝統文化等の観光資源を最大限活用に生かすための取組を進めました。

さらに、令和5年には「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」、「第47回全国高等学校総合文化祭」等の大きなイベントが本県で開催されました。これらのイベントを通じて、「南の宝箱 鹿児島」の多彩な魅力を全国に向けて発信するなど、各種観光施策を展開し、効果を最大限に生かすための取組を進めました。

（1）受入体制の整備

奄美群島全体の観光拠点として位置づけられている奄美パークの展示施設の改修や、無料Wi-Fi環境の整備、キャッシュレス決済サービスの導入への支援を行ったほか、奄美群島地域通訳案内士や奄美群島認定エコツアーガイドの育成に取り組みました。

《主な施策の展開》

◎奄美パーク改修等事業

- ・奄美群島全体の観光・情報発信拠点としての機能を強化するための奄美パークの展示施設等の改修を実施

◇主な取組内容

- ・屋根改修、Wi-Fi整備、テーマウォール多言語化、イベント広場照明機器改修、高倉改修、空調設備改修

◎宿泊施設感染防止対策等支援事業（R3）

観光事業者等受入環境整備支援事業（R4）

- ・ワーケーションに対応した通信環境の整備など、ウィズ／ポストコロナにおける新たな需要に対応するための取組を支援

（2）世界自然遺産登録を契機とした誘客や周遊の促進

沖縄県と連携し、それぞれの地域の持つ多彩な魅力を生かしたプロモーションや周遊促進を図ったほか、2つの世界自然遺産（屋久島・奄美）を生かし、各島の自然の魅力と併せて、歴史や文化を体験できる周遊旅行商品の造成を行いました。

また、奄美の独自の文化である島唄の魅力を発信することにより、奄美の自然や文化に対する理解を深めるとともに、島唄を観光素材とした誘客に取り組んでいるところです。

《主な施策の展開》

◎「奄美・沖縄」世界自然遺産登録観光連携事業

- ・世界自然遺産に登録された「奄美・沖縄」という連携体制を活用し、鹿児島・沖縄両県の地域が持つ魅力発信及び世界遺産の魅力を体感できる両地域の周遊を促進

◇主な取組内容

- ・首都圏等で開催されるイベントでのPR等の実施による共同プロモーション
- ・周遊旅行商品の造成等を通じた両地域の周遊促進

◎2つの世界自然遺産（屋久島・奄美）周遊促進事業（R2～R5）

- ・奄美群島と屋久島双方の誘客拡大を図り、継続的な誘客を促進するため、各島の自然遺産の魅力とあわせて歴史や文化を体感できる周遊旅行商品の造成を促進

◇主な取組内容

- ・旅行会社、旅行系インフルエンサーを対象としたモニターツアーの実施
- ・奄美群島と屋久島を周遊するオンライン旅行商品の造成及び催行
- ・「2つの世界自然遺産 屋久島と奄美大島・徳之島」フォトコンテストの開催
- ・屋久島、奄美大島又は徳之島を周遊する旅行商品造成に要する経費を助成

◎ほこらしや奄美音楽祭開催事業（R4～）

- ・奄美の自然や文化に対する理解を深めるため、世界自然遺産に登録された奄美の独自の文化である島唄の魅力を発信

◇主な取組内容

ほこらしや奄美音楽祭

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
観客数	1,255 人	1,001 人	828 人
クリニック・ミニコンサート参加者数	236 人	236 人	321 人

（3）「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」及び「第47回全国高等学校総合文化祭」等を通じた取組

令和5年に本県で開催された「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」、「第47回全国高等学校総合文化祭」等の大きなイベントを通じて、本県の魅力を広く県内外に発信する各種プロモーション等の取組を展開しました。

《主な施策の展開》

◎かごしまイメージアップ事業（R5）

- ・国内外へ本県の多彩な魅力を発信するため、民間企業等と連携したプロモーションの展開やPR動画を活用した情報発信を実施

◇主な取組内容

- ・「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」及び「第47回全国高等学校総合文化祭」の期間に合わせて、鹿児島中央駅大型ビジョンにおいてPR動画を放映
期間：R5.7.31～R5.8.6, R5.10.1～R5.10.31
- ・「燃ゆる感動かごしま大会」において配布される競技会弁当の掛け紙を作成し、鹿児島の観光地や特産品をイラストと文章で紹介

◎観光かごしま大キャンペーン推進事業

- ・本県を訪れる観光客の一層の増加を図るため、メディア、エージェント等を活用した効果的な誘客キャンペーン等を実施

◇主な取組内容

- ・「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」及び「第47回全国高等学校総合文化祭」に出展し、観光情報を発信
期間：R5.7.29, R5.10.7～R5.10.17, R5.10.28～R5.10.30

◎アジア地域との交流

- ・国際化の進展に対応するため、アジアに広がる国際交流ネットワークの形成を目指し、韓国全北特別自治道、中国江蘇省、台湾屏東県との更なる交流を促進

◇主な取組内容

- ・「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」において、国際交流ブースを出展し、観光特産品等をPR
期間：R5.10.17, 28, 30

◎スポーツ観光王国かごしま確立事業

- ・スポーツを通じた交流人口の拡大等を図るため、官民一体となって、スポーツ合宿・キャンプ等の誘致及び参加者・観客への本県PRを実施

◇主な取組内容

- ・合宿希望者が競技に応じたスポーツ施設、宿泊等の情報収集を行うことができる新たなホームページ等の開設、運営の実施

ホームページ開設日：R5.10.2

- ・「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」で来鹿する競技関係者に対し、各会場となる市町村において新たなホームページ等のQRコードを掲載したカードを配布

配布場所：ぐりぶー広場、各市町村競技会場、各市町村おもてなしブース等

4 危機事象の発生に伴う観光関係の対応

1の「国内外及び本県における観光関係の主な動向」のとおり、令和2年度から令和6年度までの期間において、新型コロナウイルス感染症以外にも様々な危機事象が発生しました。

県では、こうした危機事象の発生に伴い、風評被害など本県の観光面への影響が拡大することのないよう、国内外への正確な情報発信やPRなどの誘客対策を実施してきました。

主な危機事象ごとの対応は次のとおりです。

(1) 軽石漂着等に伴う観光面の取組

令和3年8月の小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」が噴火した影響とみられる軽石が、令和3年10月中旬以降、奄美群島内の港湾や漁港等に大量に漂着していることにより、ダイビングやグラスボートはほとんど営業ができていない状況になるなど、観光事業者においても、様々な影響がありました。

この様な状況を踏まえ、県では、軽石の漂着等に伴う観光事業への影響に対する支援策を講じるよう、国に対し要望を行いました。

(2) 火山活動（桜島）に伴う観光面の取組

令和4年7月に桜島の噴火警戒レベルが5に引き上げられ、桜島内の宿泊施設においては、多くの予約キャンセルが生じました。

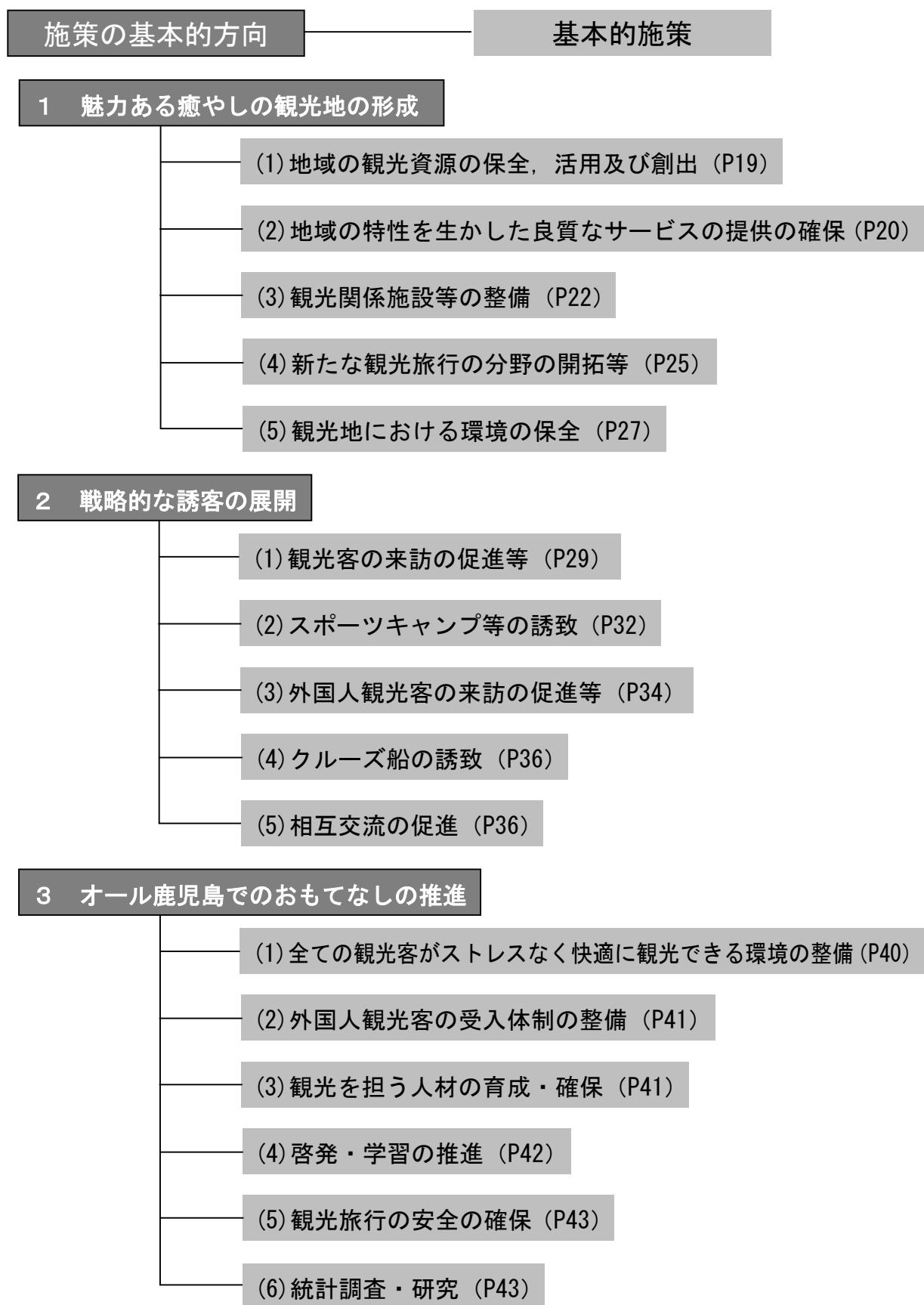
これらの火山活動による風評被害に対応するため、県の観光サイト等による桜島及び周辺地域の状況に関する正確な情報発信や、国内外の旅行会社に対する正しい情報の提供、県外イベントにおける桜島の観光PRを実施しました。

◇主な取組内容

- ・県観光サイト「かごしまの旅」やSNSでの正しい情報の発信
- ・県内ホテル・旅館等への観光客に対する正しい情報発信の要請
- ・旅行会社等への正しい情報の発信
- ・イベント等での正しい情報の発信

第2 「観光立県かごしま」の実現に 関して実施した主な施策

◎ 「鹿児島県観光振興基本方針」に基づく施策体系



1 魅力ある癒やしの観光地の形成

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地域ごとの特性を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道修景などハード面の整備を進めるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、自然や環境、人とのふれあい、健康や食をテーマとするツーリズム、農林水産業の着地型観光の促進などソフト面の取組と併せて、癒やしの観光地づくりを進めています。

また、観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりに努めました。

(1) 地域の観光資源の保全、活用及び創出

美しい豊かな自然環境や奥深い歴史を物語る文化財などの多彩で魅力ある地域の観光資源の保全に取り組むとともに、地域の創意工夫を生かしながら、産・学・官の連携により、多様な観光ニーズに的確に対応した鹿児島ならではの新しい旅行商品の創出と充実を図りました。

《主な施策の展開》

◎錦江湾みらい総合戦略推進事業（～R2）

- ・錦江湾は多様な海洋レクリエーションを楽しめる適地であることから、複数の海洋スポーツの競技会等を組み合わせたスポーツ大会を開催

◇主な取組内容

錦江湾マリンスポーツ大会の実施状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
種目数	2 種目	3 種目	7 種目	6 種目	4 種目
選手数	588 人	1,915 人	2,284 人	2,063 人	2,041 人
観客数	21 人	20 人	1,458 人	260 人	120 人

◎霧島国際音楽祭運営事業

- ・国内外の著名な音楽家や多数の受講生を迎える、みやまコンセルトを中心に趣向を凝らした多彩なコンサートや講習会などを実施

◇主な取組内容

霧島国際音楽祭開催実績

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
観客数	10,029 人	9,139 人	8,277 人	9,064 人	10,083 人
受講生数	60 人	73 人	77 人	131 人	108 人
聴講生数	241 人	240 人	266 人	271 人	293 人

◎第45回霧島国際音楽祭運営事業東京特別公演実施事業（R6）

- ・第45回を記念して、東京のサントリーホールで「キリストマ祝祭管弦楽団」の公演を実施
- ◇主な取組内容
観客数 1,555人

◎ほこらしや奄美音楽祭開催事業（R4～）【再掲（P13）】

◎文化の薰り高いかごしま形成事業（R5～）

- ・県内の文化芸術活動のうち、県民の身近な場所での文化芸術鑑賞機会の提供や、観光・まちづくり等との連携等に資する取組を支援

◇主な取組内容

鑑賞機会提供支援

	R5年度	R6年度
応募件数	30件	31件
助成件数	19件	20件
助成額	6,717千円	6,450千円

観光、まちづくり等との連携支援

	R5年度	R6年度
応募件数	6件	10件
助成件数	5件	5件
助成額	2,375千円	2,078千円

（2）地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

農林水産業や製造業など幅広い業種と密接に連携しながら、豊かな自然の恵みと先人達の知恵に育まれた魅力あふれる地元食材を積極的に活用したメニュー開発や特産品づくりなど良質なサービスの提供を促進しました。

また、世界遺産や一流の景観、食材など地域の魅力的な観光資源を生かし、長期滞在も可能なリゾート地の形成を図りました。

《主な施策の展開》

◎かごしまの“食”推進事業

- ・本県の農林水産物の良さや農林水産業に対する理解を深め、県産農林水産物の利用を促進

◇主な取組内容

かごしま地産地消推進店の新規登録状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
新規登録店舗数	7	12	53	3	11

◎かごしまの農林水産物認証制度普及事業

- 「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」の普及拡大により、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保し、更なる生産振興を推進

◇主な取組内容

認証状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
認証品目数	63	63	66	66	66
認証団体・個人数	272	260	262	246	250
認証件数	320	305	311	293	297
うち新規認証	16	5	22	6	24

認証制度のPR状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
PR協力店の登録店舗数	317	315	314	313	324
フェア開催店舗数	—	2	2	19	2

◎かごしまの食販売促進強化事業

- 安心・安全で良質な県産農畜産物のブランド力を高めるため、安定的に生産・出荷できる産地づくりと、県育成品種や希少性の高さなどの各品目の特性等に応じた販売を促進

◇主な取組内容

- 品質の高位平準化等に向けた取組への支援
- 県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大

かごしまブランド產品販売額 (単位: 百万円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
販売実績	59,197	62,129	59,610	63,366	—

◎個人旅行者向け体験型旅行商品販売推進事業 (R3~)

(観光かごしま大キャンペーん推進事業 (一般事業))

- 観光客の利便性の向上と滞在時間・観光消費額の増加を図るため、県内の体験プランをWEB上で予約・販売できるシステムを導入

◇主な取組内容

「VISIT 鹿児島県」利用実績

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
体験プラン数	56 件	96 件	84 件	107 件
利 用 者 数	933 人	5, 356 人	1, 167 人	672 人
販 売 額	3, 176 千円	15, 383 千円	4, 421 千円	1, 710 千円

(3) 観光関係施設等の整備

観光客が訪問しやすく、ゆとりと潤いのある環境を整備するため、地域の特性を生かした個性的で潤いのある街並み景観の形成や沿道の整備等を推進するとともに、国内外を結ぶ交通ネットワークの形成促進を図りました。

《主な施策の展開》

◎魅力ある観光地づくり事業

- ・本県を訪れる観光客の受入体制の充実を図るため、魅力的な地域素材を生かした観光地域づくりと新たな観光ニーズに必要な施設やわかりやすい案内標識などの整備を推進

◇主な取組内容

主な整備箇所

箇所名	市町村・地名	主な整備内容
市来観音ヶ池周辺景観整備	いちき串木野市湊	展望デッキ
池田湖周辺景観整備	指宿市池田	水上デッキ
出水武家屋敷群散策拠点整備	出水市麓	日本庭園
日当山温泉郷まち歩き拠点整備	霧島市隼人町内	駐車場
雄川の滝周辺景観整備	南大隅町根占川南	遊歩道
種子島北部観光拠点整備	西之表市浦田	遊歩道
西郷南洲史跡周辺整備	龍郷町龍郷	園地

◎奄美パーク改修等事業

- ・奄美の世界自然遺産登録を踏まえ、施設の長寿命化を図るとともに、世界遺産の情報発信拠点としてふさわしい施設となるよう改修を実施

◇主な取組内容

- ・屋根改修、Wi-Fi整備、テーマウォール多言語化、イベント広場照明機器改修、高倉改修、空調設備改修

◎ハイブランドホテル整備事業 (R4)

- ・富裕層をはじめとした外国人観光客の受入体制の整備促進を図るため、地域総合整備資金（ふるさと融資）を活用し、民間企業が行うハイブランドホテルの整備を支援

◇主な取組内容

- ・シェラトン鹿児島の整備に対し、地域総合整備資金（ふるさと融資）を活用し、長期無利子資金を融資

◎奄美群島航空（航路）運賃軽減事業

- ・奄美群島振興交付金を活用して、奄美群島の住民等を対象とした航空（航路）運賃の一部助成を行い、奄美群島における島外への移動コストの負担軽減を実施

◇主な取組内容

航空運賃への助成

対象者	奄美群島の住民・準住民	その他
対象路線	奄美群島各島－鹿児島 奄美群島各島間（住民のみ） 奄美群島－那覇間（住民のみ）【R6.4.1～】	奄美群島各島間
軽減額	【～R4年度】 離島割引運賃の割引率を普通運賃比約54%引まで軽減 【R5年度～】 離島割引運賃の割引額を 2,150円～15,030円	【～R4年度】 往復割引運賃の割引率を普通運賃比約28%引まで軽減 【R5年度～】 往復セイバー運賃の額を 1,100円～4,550円軽減

航路運賃への助成

対象者	奄美群島の住民・準住民 (小児含む)	その他 (小児含む)
対象区間	奄美群島各島－鹿児島 奄美群島各島間 奄美群島－沖縄間（住民のみ）【R6.7.1～】	奄美群島各島間
軽減額 (片道)	奄美大島、喜界島、徳之島－鹿児島 ：3,240円（1,620円） 沖永良部島、与論島－鹿児島 ：3,850円（1,930円） 奄美群島各島間：900円（450円） 奄美大島、徳之島－沖縄：2,230円（1,120円） 沖永良部島、与論島－沖縄：1,620円（810円）	800円（400円）

◎奄美群島交流需要喚起対策特別事業（～R3）

- ・奄美群島振興交付金を活用して、交流人口拡大に向けて、東京－奄美間等における航空運賃や航路運賃の軽減措置等を試験的に実施

◇主な取組内容

- ・沖縄路線に比べて著しく運賃が高額となっている東京－奄美路線について沖縄路線程度の運賃とすることによる実証実験を実施
- ・島外住民を対象に航路運賃の軽減を実施

◎奄美群島誘客・周遊促進事業（R4～）

- ・奄美群島振興交付金を活用して、奄美群島の交流人口拡大に向けて、航路航空路事業者と連携したプロモーション等を実施

◇主な取組内容

- ・「奄美群島への新しい旅のカタチ」ポータルサイト制作
- ・映画「ONEPIECE FILM RED」等とのタイアップ（フェリー利用者へのノベルティ配布、船内及び各港におけるキャラクターパネルの設置 等）

◎奄美・沖縄連携交流促進事業

- ・奄美群島と沖縄住民等の交流を促進するため、奄美群島発及び沖縄発の航空運賃と航路運賃の一部を助成

◇主な取組内容

航空運賃・航路運賃への助成

対象者	航空路	航路
対象路線	那覇－奄美大島・沖永良部・与論・徳之島	那覇・本部－奄美群島各島
軽減額	<p>【～R4年度】 特便割引1:普通運賃費約25%引 先得割引A:普通運賃費約40%引 等</p> <p>【R5年度～】 往復セイバーから 370円～4,170円軽減</p>	普通運賃から 1,420円～2,030円割引

◎特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化事業

- ・鹿児島と同地域間等の移動コストの負担を軽減するため、住民等を対象として航路・航空路運賃を低廉化

◇主な取組内容

対象地域…甑島列島、種子島、屋久島、三島、吐噶喇列島
運賃低廉化の考え方

- ・ジェットフォイル：JR特急指定席並
- ・高速船：JR特急自由席並
- ・フェリー：JR在来線並
- ・航空機：新幹線並

◎鹿児島港におけるクルーズ船の受入環境整備（～R5）

- ・クルーズ船の寄港数の増加、更なる大型化に対応するため、本港区北ふ頭やマリンポートかごしまにおいて、クルーズ船の受入環境整備を実施

◇主な取組内容

- ・「マリンポートかごしま」2号岸壁完成（R4.3）
※ 22万トン級クルーズ船対応
- ・「マリンポートかごしま」に外国クルーズ2隻が同時接岸（R5.3）

（4）新たな観光旅行の分野の開拓等

四季折々の自然環境、歴史・文化など地域の特色ある観光資源を生かした着地型観光など、新たな分野の観光旅行を開拓・推進し、地域の人、生活・文化などとの触れ合いを通じた多様な観光交流を促進してきています。

《主な施策の展開》

◎グリーン・ツーリズムの推進

- ・農山漁村を訪れる都市住民や体験型教育旅行生（修学旅行生）の受入体制の充実・強化や地域資源を活用した交流活動の支援等を行い、グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進

◇農林漁業体験民宿

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
農林漁業体験民宿	176軒	175軒	172軒	160軒	153軒

◇体験型教育旅行（修学旅行）受入数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	8校	11校	36校	35校	36校
延べ生徒数	1,122人	1,665人	4,075人	4,159人	4,492人
受入登録農家数(※)	793軒	678軒	621軒	581軒	549軒
うち受入農家数	108軒	106軒	165軒	232軒	251軒

※ 受入登録農家とは、県における農山漁村生活体験学習に係る取扱指針（県独自のガイドライン）に基づく農家

◇主な取組内容

- ・農家民宿アドバイザーの派遣
- ・農家民宿経営者を対象とした研修会の開催
- ・安全対策研修会
- ・モニターツアーの実施
- ・農泊地域内連携研修会の開催
- ・新たな受入農家確保に向けた研修会及び宿泊体験研修の実施

◎ブルー・ツーリズムの推進

- ・魅力ある水産資源を効果的に活用することで都市住民と漁村との交流を促進し、漁村地域の活性化を推進

◇修学旅行数

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
修学旅行	団体数	27 団体	54 団体	72 団体	56 団体	244 団体
	人数	1,308 人	2,378 人	2,165 人	1,522 人	1,430 人
修学旅行以外 (学校教育、観光、その他)	団体数	23 団体	24 団体	35 団体	26 団体	23 团体
	人数	285 人	471 人	1,122 人	592 人	916 人

◇主な取組内容

- ・修学旅行の受け入れの際に必要な安全対策等の経費助成
- ・PRパンフレットの作成、配布
- ・HPを利用した漁村地域の魅力発信
- ・ブルーツーリズムの取組体制づくりのための講習会の開催

◎エコツーリズムの推進

- ・屋久島環境文化村構想に基づき、エコツーリズムを推進するための関係機関との連絡調整や、山岳部利用対策として、登山者のマナー向上のための啓発等を行うとともに、屋久島環境文化村構想推進の中核施設の管理運営等を実施

◇主な取組内容

- ・世界自然遺産都道県連絡会議、屋久島世界遺産地域連絡会議等への出席
- ・登山者へのマナー啓発冊子等の作成・配布
- ・山岳部監視指導員の配置
- ・屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの施設補修や設備機器の更新等を実施

◎ユニバーサルツーリズムの推進

- ・高齢や、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して、県内各地を快適に旅行できるような受入体制の整備や観光地情報の作成を支援

◇主な取組内容

- ・ユニバーサルツーリズム普及・啓発のための研修会の実施
- ・ユニバーサルツーリズムに係る観光地情報等の調査及び発信

◎サイクルツーリズムの推進 (R3～)

- ・サイクルツーリズムの振興を図るため、県内市町村や関係団体等で構成される「県サイクルツーリズム推進協議会」を設立し、県内モデルルートの設定や情報発信、受入環境整備を実施

◇主な取組内容

- ・県サイクルツーリズム推進協議会、地域部会の開催
- ・サイクルツーリズムセミナーの開催
- ・県内モデルルートの設定
- ・サイクルツーリズム特設ホームページの開設
- ・モニターツアーの実施
- ・サイクルナビゲーター養成講座の実施
- ・FAMトリップツアーの実施
- ・サイクルステーション等整備支援事業費補助
補助実績

		R4 年度	R5 年度	R6 年度
サイクルステーション	箇 所 数	20 箇所	11 箇所	7 箇所
	交付金額	235 千円	84 千円	56 千円
宿泊施設	箇 所 数	3 箇所	2 箇所	—
	交付金額	133 千円	62 千円	—

登録実績

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
サイクルステーション	1 件	11 件	7 件
宿泊施設	—	6 件	13 件

(5) 観光地における環境の保全

奄美大島・徳之島や屋久島の世界自然遺産地域における取組など、県内の生物多様性に富んだ美しい豊かな自然の保全と活用の両立を図り、持続可能な観光地づくりを推進しています。

《主な施策の展開》

◎世界自然遺産「奄美」保全・活用事業 (～R4)

- ・奄美大島・徳之島の世界自然遺産登録の実現及びその後の適切

な保全・管理に向けた自然環境の保全と利用の両立や気運の醸成などの取組を推進

◇主な取組内容

- ・世界自然遺産登録について、気運の醸成を図るため、登録試聴会及び登録記念式典を開催
- ・「世界自然遺産奄美トレイル」の整備、活用推進のための標識整備及びPRの実施
- ・金作原（奄美市）、林道山クビリ線（徳之島町）、奄美市道スタルマタ線（奄美市）の利用適正化のため、利用ルールを運用

◎奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（R4～）

- ・世界自然遺産に登録された奄美大島・徳之島の適切な保全・管理の継続的な実施に向けて、自然環境の保全と利用の両立などの取組を推進

◇主な取組内容

- ・世界自然遺産の価値を将来にわたって維持するための意識醸成を目的とした登録1周年記念シンポジウムの開催や、奄美大島、徳之島、屋久島の高校生を対象とした自然体験型交流学習の実施
- ・金作原（奄美市）、林道山クビリ線（徳之島町）、奄美市道スタルマタ線（奄美市）、湯湾岳（大和村・宇検村）の利用適正化のため、利用ルールを運用

◎奄美自然観察の森整備事業（～R4）

- ・世界自然遺産登録後の観光客の増加を見据え、気軽に奄美の自然を楽しめる施設として、龍郷町の「奄美自然観察の森」のリニューアルに係る経費を助成

◎エコツーリズムの推進【再掲（P26）】

◎ウェルネスパーク推進事業（R2）

県立自然公園満喫周遊事業（R3～）

- ・自然環境の保護と利用の好循環を図るため、地域関係者等が参加したワークショップを開催して、自然公園内の楽しみ方や周遊コースを集約し、マップの作成・配布及びHP等による情報発信を実施（R1～）
- ・地域の観光事業者や団体等による受入環境整備等の取組に対するスタートアップ支援（R4～）

2 戰略的な誘客の展開

マスメディア、インターネット、ソーシャルメディアなどの各種メディアの活用による効果的・戦略的な情報発信や旅行エージェント（旅行業者）等への対応、一般社団法人九州観光機構等と連携した広域的な取組の推進などにより、「KAGOSHIMA」の知名度を高め、観光客の来訪を促進しています。

また、多くの外国人観光客が直接、鹿児島を訪れられるよう、国際航空路線網の維持・拡充や新規路線の開設、国際チャーター便の就航の促進を図るほか、各種誘客により外国人観光客の来訪を促進しています。

（1）観光客の来訪の促進等

増加する個人客対策の強化など観光客のニーズに対応した旅行商品の拡充、誘客地域、対象を明確化した効果的な情報発信、セールスプロモーション活動の充実により、観光客の来訪を促進しています。

また、南九州3県をはじめ九州・沖縄各県との一層の連携を図るとともに、市町村の広域的な連携を促進しています。

《主な施策の展開》

◎観光かごしま大キャンペーン推進事業【再掲（P14）】

- ・本県を訪れる観光客の一層の増加を図るため、メディア、エージェント等を活用した効果的な誘客キャンペーン等を実施

◇主な取組内容

①旅行需要を喚起する観光素材の創出

- ・県内の体験プランをWEB上で予約・販売できるシステムの導入
- ・旅行会社と連携した体験プラン販売促進キャンペーンの実施

②テーマ性のある観光キャンペーン

- ・JR九州やJR西日本と連携した誘客強化キャンペーン
- ・鹿児島の世界遺産（奄美・屋久島・文化遺産）キャンペーン
- ・航空会社、船舶会社等とのタイアップキャンペーン

③効果的なプロモーション展開

- ・旅行エージェント・キャリア等と連携した誘客促進
- ・ターゲットを絞った効果的な情報発信
- ・県外事務所のネットワークを活用した情報発信
- ・本県への誘客が期待できる各種イベント等への出展

◎国内誘客プロモーション事業（～R3）

- ・県外からの誘客促進を図るため、マーケティング調査の結果に基づいた、戦略的かつ効果的なプロモーション活動を展開

◇主な取組内容

- ・インフルエンサー等の活用による若年層を対象とした効果的なプロモーションの展開
- ・中高年層を対象に購読者数が多い活字媒体や映像媒体を活用したプロモーションの展開

◎「稼ぐ力」向上のための誘客プロモーション事業（R4～R5）

- ・誘客促進と観光消費額の向上を図るため、本県観光客の観光消費額やニーズ等に係るマーケティング調査を行い、調査結果に基づく効果的なプロモーションを実施

◇主な取組内容

- ・クレジット決済情報等を活用した、県内で消費を行う観光客の属性や消費動向、周遊傾向などの調査・分析
- ・調査結果に基づき、ターゲット（年代、性別等）に最適な媒体（SNS、活字等）を用いたプロモーションの展開

◎修学旅行等対策事業

- ・修学旅行等の誘致を図るための受入体制の整備や広報宣伝等の実施

◇修学旅行等の入込状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
入込数	54,405 人	102,699 人	96,801 人	60,060 人	34,448 人
学校数	602 校	1,005 校	906 校	649 校	423 校

◇主な取組内容

- ・首都圏・関西圏・中国圏・九州地区等での旅行会社や教育委員会、学校等への訪問セールス
- ・九州観光機構と連携した「教育旅行素材説明会・相談会」の開催
- ・熊本・宮崎両県と連携した誘致セールスの実施
- ・鹿児島・佐賀交流プロジェクトとして佐賀県へ誘致セールスを実施

◎2つの世界自然遺産（屋久島・奄美）周遊促進事業（R2～R5）

【再掲（P13）】

◎わたしの鹿児島よかとこ旅事業 (R4～R5)

- ・マイクロツーリズムの促進を図るため、県民等から鹿児島の観光素材や観光テーマを収集し、DMO等と連携して磨き上げを図るとともに、新たな観光コンテンツとしての情報を発信

◇主な取組内容

- ・WEBサイト、SNSを活用したデジタルプロモーション等の実施
- ・県民等から募集した観光素材を活用した日めくりカレンダーの作成
- ・宝探しイベント「南の宝箱 HUNTER S～鹿児島に眠る宝を探せ！～」を実施

◎戦略的プロモーション展開事業 (～R2)

- ・本県の認知度向上及びイメージアップを図るため、「新鹿児島PR戦略」に基づき、効果的な情報発信を積極的に実施

◇主な取組内容

- ・オンラインイベント開催による情報発信
- ・「桜島だいこんフェア」オープニングイベントの実施

◎「どんどん鹿児島」魅力発信ムービー制作事業 (R2)

- ・本県の認知度向上及びイメージアップを図るため、本県の豊かな自然や食、歴史・文化等の多彩な魅力を紹介する動画を新たに制作し、WEB上で公開

◇主な取組内容

- ・PR動画「Breathtaking Kagoshima～心奪われる鹿児島～」の制作・公開

◎KAGOSHIMAイメージアップ事業 (R3～R4)

かごしまイメージアップ事業 (R5～R6) 【再掲 (P14)】

- ・国内外へ本県の多彩な魅力を発信するため、民間企業等と連携したプロモーションの展開やPR動画を活用した情報発信を実施

◇主な取組内容

- ・首都圏等でのPR動画を活用したプロモーションの実施
- ・SNSを活用した海外向け情報発信
- ・県PR画像の更新
- ・県民等から鹿児島の魅力を発信する「15秒短編PR動画」の募集を行うキャンペーンを実施

- ・上記で募集した動画を活用したSNS広告の配信
- ・旅行予約サイトを活用した誘客促進キャンペーンを実施
- ・二次元コードを活用したポスターを作成

◎鹿児島PR戦略策定事業 (R4)

- ・本県の更なる認知度向上やイメージアップを図るため、「新鹿児島PR戦略」の見直しを行うとともに、新たなキャッチコピーを策定

◇主な取組内容

- ・「鹿児島PR基本戦略」の策定
- ・新キャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」の決定

◎鶴丸城跡「にぎわい」創出事業 (R2～R4)

歴史・文化ゾーン活性化事業 (R5～)

- ・鶴丸城御楼門の復元を契機に、新たな観光拠点として、歴史・文化ゾーンの充実や回遊性の向上による交流人口の拡大を図るため、御楼門及び国指定史跡「鹿児島城跡」を活用したイベント等を開催

◇主な取組内容

- ・鶴丸城跡歴史シンポジウムの開催
- ・鶴丸城跡（御楼門、石垣）ライトアップ点灯式の開催
- ・鶴丸城跡にぎわい創出イベントの開催
- ・歴史・文化ゾーン回遊性向上イベントの開催

◎かごしま「推し旅」誘客促進事業 (R6～)

- ・「推し旅」を促し、県外からの誘客や県民のマイクロツーリズムの促進を図るため、鹿児島県にゆかりのあるアニメ・映画・芸能・歴史上の偉人・世界遺産等に関する様々な情報を発信

◇主な取組内容

- ・特設サイト公開 (R7.2)
- ・県民から「推し」となり得る観光素材コンテンツを募集するキャンペーンを実施

(2) スポーツキャンプ等の誘致

本県の充実したスポーツ施設や温暖な気候・観光資源・自然環境等を生かしたスポーツ合宿・キャンプ等の誘致活動等を推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大等を促進しています。

《主な施策の展開》

◎スポーツ観光王国かごしま確立事業 【再掲（P15）】

- ・スポーツを通じた交流人口の拡大等を図るため、官民一体となって、スポーツ合宿・キャンプ等の誘致及び参加者・観客への本県PRを実施

◇主な取組内容

スポーツ合宿等受入状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
団体数	383団体	574団体	860団体	1,436団体	1,111団体
参加人数	7,257人	12,245人	21,341人	72,807人	28,458人
延べ人数	45,945人	62,692人	115,952人	246,695人	157,940人

スポーツ合宿セミナーの実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
関西地区	コロナにより	コロナにより	41団体	16団体	14団体
九州地区	未実施	未実施	—	6団体	10団体

本県でキャンプを行うプロスポーツチーム等に対する激励品の贈呈等

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
贈呈等団体数	13団体	22団体	25団体	32団体	29団体

◎ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅施設管理運営事業

- ・本施設を核としたスポーツ合宿等の実施により、大隅地域における交流人口の拡大や地域活性化を図るため、トップアスリート等の合宿誘致・受入及び施設維持管理等に関する業務を委託

◇主な取組内容

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅利用状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数	23,334人	31,821人	38,710人	50,105人	55,066人
利用料収入	6,401千円	7,977千円	11,227千円	12,787千円	14,646千円

◎かごしまスポーツチーム支援事業（R6～）

- ・スポーツを核とした交流人口の拡大や地域活性化などにより、元気で活力ある地域づくりを推進するため、県内に本拠地を置くプロスポーツチーム等を支援

◎薩摩おいどんリーグ開催支援事業（R5～）

- ・本県独自の大規模なカテゴリーの枠を超えた野球の交流戦であ

る「薩摩おいどんリーグ」において広告掲出を行うことにより、本県PRを図るとともに、広告費掲出を通じて同交流の安定的な継続開催を支援

◇主な取組内容

	R5 年度	R6 年度
参 加 者 数	1, 923 人	2, 629 人
来 場 者 数	21, 870 人	24, 260 人
経済波及効果	733, 110 千円	1, 008, 280 千円

(3) 外国人観光客の来訪の促進等

本県の歴史的、地理的な特性を生かし、主に東アジア地域を中心とした直行便市場やASEAN・欧米豪を中心とした戦略的市場からの誘客の強化を図るため、ターゲットとする市場に応じた各種誘客促進に取り組んでいます。

また、南九州3県をはじめ九州・沖縄各県と一層連携した広域的な取組を促進しています。

《主な施策の展開》

◎海外誘客ステップアップ事業

- ・外国人観光客の誘致促進を図るため、国や九州観光機構等と連携しながら、現地又はWEBでのプロモーションの実施の他、現地のメディア及び旅行会社と連携した各種施策を実施

◇主な取組内容

①メディア等プロモーション

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・旅行博覧会等への出展
- ・BtoB, BtoC 向けプロモーション

②旅行会社等プロモーション

- ・視察受入
- ・BtoB, BtoC 向けプロモーション
- ・現地セールス
- ・商談会の実施・参加

◎外国人観光客受入体制整備事業

- ・国や九州観光機構等と連携しながら、本県を訪れた外国人観光客が快適に周遊できるように、観光案内所の整備やガイドの育成、講習会の開催などの受入体制を整備

◇主な取組内容

- ・観光案内の実施
- ・全国通訳案内士試験セミナー開催
- ・通訳ガイド有資格者レベルアップ研修セミナー開催
- ・外国人観光客受入体制推進講習会開催
- ・フードダイバーシティセミナーの実施
- ・多言語コールセンターの運営

◎インバウンド誘客早期回復事業 (R4～R6) 【再掲 (P6)】

- ・新たな滞在型観光コンテンツの充実を図るとともに、速やかに海外からの誘客を回復させるため、旅行会社や国内外の航空会社等と連携した重点的なプロモーションなどを実施

◇主な取組内容

- ・新たな滞在型観光コンテンツの開発・磨き上げ
- ・航空会社と連携した特設WEBサイトによる情報発信
- ・Googleと連携したプロモーションや在日外国人による情報発信
- ・チャーター便や定期便運航再開時におけるプロモーション費や送客への助成

◎ベトナム誘客特別プロモーション事業 (R4, R5)

ベトナム誘客プロモーション事業 (R6～)

- ・ベトナムとの定期便就航に向け、プログラムチャーターを活用した誘客を図るため、ベトナム現地航空会社等へ送客支援や現地旅行会社等向けの商談会等を実施

◇主な取組内容

- ・鹿児島－ハノイチャーターに向けた現地旅行会社向けセミナーを実施
- ・鹿児島－ハノイチャーターを活用した現地セールスを実施

◎大阪・関西万博に向けたインバウンド対策事業 (R6)

- ・大阪・関西万博を目的に来日する外国人観光客を本県に誘客するため、本県の観光ウェブサイトの強化を図り、万博特設ページと連携して情報を発信

◇主な取組内容

万博特設ページ商品掲載実績

	日本語	英語	簡体字	繁体字	韓国語
体験コンテンツ等	10商品	10商品	2商品	3商品	2商品

(4) クルーズ船の誘致

本県の地理的優位性を生かし、クルーズ船の誘致活動等を推進し、クルーズ船を通じた交流人口の拡大を図っています。

《主な施策の展開》

◎国際クルーズ船誘致促進事業

- ・国際クルーズ船の誘致を図るため、本県へのクルーズ船寄港の增加・定着化に向けたプロモーション等を戦略的に展開

◇クルーズ船入港実績

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
入港数	鹿児島港	4回	2回	3回	82回	105回
	その他	3回	1回	28回	43回	46回
計		7回	3回	31回	125回	151回
乗船客数		9,248人	504人	7,839人	135,396人	223,206人

◇主な取組内容

- ・クルーズ船社等へのセールス活動
- ・クルーズ船社視察受入
- ・クルーズコンベンション（クルーズ関係の国際見本市）への参加

(5) 相互交流の促進

経済、観光、文化等の発展・増進に広く寄与する国内外の交流を促進し、相互交流の充実に向けた取組を推進しています。

《主な施策の展開》

◎「奄美・沖縄」世界自然遺産登録観光連携事業【再掲（P13）】

◎アジア主要都市（香港・シンガポール）との交流会議

- ・アジアの主要都市との交流を促進するとともに、本県の魅力のPRを実施

◇主な取組内容

①鹿児島・香港交流会議の開催（隔年、開催地は交互）

- ・令和2年度（香港）及び令和4年度（鹿児島）は書面開催
 - ・令和6年度は香港で開催
- 会議（ラウンド・テーブル・ミーティング）に合わせて、知事主催レセプション、観光セミナー、県産品フェア等を実施

②鹿児島・シンガポール交流会議の開催（隔年、開催地は交互）

- ・令和3年度（鹿児島）は令和5年度に開催を延期
 - ・令和5年度は鹿児島で開催
- 会議（ラウンド・テーブル・ミーティング）に合わせて、知事主催レセプション、経済セミナー・観光セミナー、食フェア、パネル展、現地視察等を実施

◎アジア地域との交流（中国江蘇省、韓国全北特別自治道）

- ・国際化の進展に対応するため、アジアに広がる国際交流ネットワークの形成を目指し、中国江蘇省、韓国全北特別自治道との交流協議会を開催

◇主な取組内容

①鹿児島県・江蘇省交流協議会の開催（年1回）

- ・令和2年度～令和5年度は書面開催
- ・令和6年度は中国（上海）で開催

②鹿児島県・全羅北道交流協議会の開催（隔年、開催地は交互）

- ・令和3年度（鹿児島）は書面開催
- ・令和5年度は全北特別自治道（旧：全羅北道）で開催

◎アジア地域との交流（ベトナムハイズオン省）

- ・ベトナムとの人的・経済的交流を促進するため、ハイズオン省との連携協定に基づき、相互に訪問団派遣と受入を実施

◇主な取組内容

- ・令和3年度はオンライン会談を実施
- ・令和4年度はハイズオン省訪問団を受入
受入に併せて、ベトナム・鹿児島経済交流セミナーを開催
- ・令和5年度は県訪問団をハイズオン省へ派遣

◎台湾屏東県との交流（R5～）

- ・台湾屏東県とのMOUに基づき、青少年、芸術・文化、観光、経済等の交流促進や相互の連携・協力に向けた取組を推進

◇主な取組内容

- ・令和5年度は屏東県訪問団の受入及び本県訪問団の屏東県への派遣を行い、MOUを締結
- ・令和6年度は屏東県訪問団の受入を行い、現地視察や意見交換等を実施
また、県訪問団を屏東県へ派遣し、現地視察を実施

◎貿易促進事業

- ・香港に駐在員を設置し、現地での情報収集、県産品のPRなどの各種支援を行うほか、九州・山口合同による商談会の実施や各種貿易関係団体の育成等により貿易を促進

◇主な取組内容

香港駐在員活動状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
来訪者	87人	89人	91人	80人	48人
調査件数	62件	46件	33件	101件	136件
会議	79回	97回	63回	93回	170回
関係先訪問件数	134件	205件	233件	176件	152件

オンライン商談会や渡航を伴わない現地でのプロモーションイベント等を実施

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国内事前相談会、セミナー	31社	63社 (うち県内4社)	68社 (うち県内4社)	—	—
海外現地商談会	23社 (うち県内5社)	42社 (うち県内3社)	14社 (うち県内2社)	75社	52社
プロモーションイベント	11社 (うち県内1社)	16社 (うち県内1社)	—	—	—

◎海外ビジネス支援事業

- ・県内企業の海外ビジネス展開を支援するため、貿易情報の収集
- ・提供や各種海外事業を実施

◇主な取組内容

貿易相談、海外での商談会の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貿易相談	373件	428件	170件	250件	293件
貿易セミナー	—	1回	3回	3回	3回
県産品のPR及び販売促進活動	—	4回	2回	4回	3回
海外バイヤー等招へい商談会(参加企業)	2回 48社	3回 102社	3回 55社	3回 56社	1回 60社
トップセールス事業及び連携事業(参加者数、出品数)	—	130名	102名 6社・21品目	—	26名 20社・100品目

◎上海マーケット開発推進事業

- ・県上海事務所を中心に、中国における本県産品の販路拡大や、本県の認知度向上等を図るため、県産品のPRや販売促進活動、バイヤー等招へいによる商談会や産地視察等を実施

◇主な取組内容

上海事務所の活動状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
情報提供・市場調査	249 件	365 件	266 件	327 件	451 件
県内企業等訪問同行	97 件	142 件	103 件	127 件	175 件
貿易・取引等相談	64 件	94 件	69 件	85 件	117 件
事業企画・調整	693 件	1,014 件	739 件	909 件	1,253 件
その他国際交流等	277 件	405 件	296 件	363 件	501 件

販売促進活動、バイヤー等招へい等の状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
販売促進活動等実施	6 回	4 回	12 回	13 回	21 回
展示・商談会等	4 回	5 回	1 回	3 回	2 回
視聴視察・調査等	2 回	2 回	—	—	—

◎ASEANマーケット販路拡大事業 (R2～R3)

ASEANマーケット販路開拓・拡大事業 (R4～R6)

- ASEANの経済、金融の中心であるシンガポールを中心として、現地の人材を活用し、ASEANにおける県産品の販路開拓や観光誘客の促進等を実施

◇主な取組内容

- 鹿児島県ASEANディレクターを委嘱し、シンガポールを起点としたASEAN地域においての活動を実施

活動状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市場調査等	1 件	1 件	1 件	1 件	4 件
商談会、イベント等PR	20 回	29 回	21 回	19 回	13 回
貿易・取引等	5 件	1 件	3 件	2 件	1 件

◎鹿児島県産品等セールス推進事業

- 本県が誇る農林水産業から先端産業まで、さらなる振興を図るため、国内外を問わず、知事が先頭に立って農林水産物の販売促進、観光宣伝等、鹿児島の売り込みを積極的に実施

◇主な取組内容

トップセールス活動状況等

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
海外	1 回	1 回	7 回	6 回	12 回
県外	2 回	2 回	11 回	12 回	7 回
県内	3 回	3 回	4 回	5 回	4 回

3 オール鹿児島でのおもてなしの推進

本県を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供、温かく迎え入れるホスピタリティ（心のこもったおもてなし）の向上など、オール鹿児島で観光客の受入体制の充実を図っています。

また、関係団体等との連携を図りながら、鹿児島の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなど、「観光立県」の実現に寄与する担い手の育成を図っています。

（1）全ての観光客がストレスなく快適に観光できる環境の整備

年齢、障害の有無、国籍、宗教等の違いを越え、全ての観光客が快適な観光を満喫できるよう、観光客の受入環境の整備を推進しています。

また、誰もが安心・快適に移動できる観光地間の交通アクセスなどいつでもどこでも観光関連情報を得られる環境を整備し、観光客の利便性の向上を図ってきています。

《主な施策の展開》

◎地域観光資源磨き上げ事業

- ・観光客へのサービスの向上を図るため、観光ボランティアガイドの育成や地域の観光資源を活かした観光メニューづくり、観光地域づくりの取組等への支援や、全ての観光客が快適な観光を満喫できるよう、観光客の受入環境を整備

◇主な取組内容

研修会等開催状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
宿泊施設おもてなし研修会	7 回	14 回	7 回	5 回	4 回
ユニバーサルツーリズム研修会	1 回	1 回	1 回	—	—
介助者のための研修会	1 回	2 回	—	—	—
先進的な施設への視察研修会	—	—	2 回	—	—
聴覚障害者に対する接遇方法セミナー	—	—	—	1 回	1 回
ユニバーサルツーリズムフォーラム	—	—	—	1 回	1 回
ボランティアガイド育成に関する研修	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

◎福祉のまちづくり推進事業

- ・「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化への助言・指導や、広報誌や研修会による広報啓発の実施による福祉のまちづくりを推進

◇主な取組内容

- ・福祉のまちづくり広報誌「ありば」：年10,000部発行
- ・バリアフリー研修会：年12回

◎人にやさしい道づくり事業

- ・バリアフリー歩行空間の創出を図り、高齢者や障害者を含む全ての人々の安全で快適な移動を確保

◇主な取組内容

整備状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
整備箇所数	144箇所	261箇所	231箇所	120箇所	169箇所

※ 歩道の段差解消や勾配の緩和によるバリアフリー化

(2) 外国人観光客の受入体制の整備

国や九州観光機構等と連携しながら、本県を訪れた外国人観光客が快適に周遊できるように、観光案内所の整備やガイドの育成、講習会の開催など受入体制の整備を図っています。

《主な施策の展開》

◎外国人観光客受入体制整備事業【再掲（P34）】

(3) 観光を担う人材の育成・確保

魅力ある観光地づくりを支える人材の育成等を促進し、観光客へのサービスの向上を図ります。

《主な施策の展開》

◎「稼げる」観光地域づくり推進事業（R3～）

- ・各エリアの観光戦略に基づく観光地経営による「稼げる」観光地域づくりを推進するため、「観光地域づくり」に関する組織づくりや人材育成、新たなマーケティングやコンテンツの造成等に対する支援を実施

◇主な取組内容

人材養成講座等開催状況

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人材養成講座	2回	7回	7回	—
専門家派遣・指導	3団体	4団体	8団体	2団体
シンポジウム・セミナー	—	1回	1回	—
リーダー層向け実践型学習	—	—	—	5団体
先進地視察	—	延べ7名	—	—
観光ガイド育成セミナー	1回	1回	3回	4回

◎観光振興対策事業（かごしま観光アカデミー）

- ・本県観光を担う人材育成と観光関係従事者の受入体制の充実や資質向上を図るための研修会等の実施

◇主な取組内容

セミナー等開催状況

※上段は開催回数、下段は参加者数

	研修対象者の種別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
観光PRスタッフ研修会	市町村の親善大使等	1回 16名	1回 22名	1回 19名	1回 16名	—
かごしま観光セミナー	一般	1回 70名	1回 70名	1回 45名	1回 124名	2回 179名
タクシー乗務員接遇研修会	タクシー乗務員等	—	—	1回 102名	1回 154名	—
ユニバーサルツーリズム研修会	一般	1回 24名	1回 39名	1回 44名	—	—
ユニバーサルツーリズムフォーラム	一般	—	—	—	1回 31名	1回 41名
ボランティアガイド研修会	ボランティアガイド	1回 71名	1回 54名	2回 119名	1回 95名	1回 72名

◎地域観光資源磨き上げ事業【再掲（P40）】

（4）啓発・学習の推進

県民一人一人が観光への理解を深め、おもてなしの心を育み、県民総ぐるみで観光客を温かく迎える観光地づくりを推進しています。

《主な施策の展開》

◎観光まごころ県民運動の推進

- ・本県を訪れた多くの観光客が再び訪れたいと思うような観光かごしまづくりを進めるため、県民総ぐるみで観光客を温かく親切に迎える「観光まごころ県民運動」の展開

◇主な取組内容

「観光まごころ体験だより」の募集状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
体験だよりの数	773通	760通	1,310通	782通	590通
うち「満足」意見（割合）	739通 (約9割)	721通 (約9割)	1,268通 (約9割)	737通 (約9割)	572通 (約9割)
それ以外	34通	39通	42通	45通	17通

「観光まごころ県民運動」会長(県知事)表彰

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
表彰者数	6 者	6 者	6 者	6 者	6 者

(5) 観光旅行の安全の確保

地域における防犯力・防災力を高める取組等を推進し、観光客等の安全を確保するまちづくりを進めています。

《主な施策の展開》

◎くらし安全・安心まちづくり推進事業

- ・各季の県民総ぐるみによる防犯キャンペーン等を通じて、県民及び観光客等の安全(・安心)の確保を推進

◇主な取組内容

①各季の防犯運動

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間(10月11日～20日)
- ・年末年始の地域安全運動(12月10日～1月10日)

②日を定めて実施する運動

- ・地域安全推進の日(毎月11日)

◎交通安全推進事業

- ・各季の県民総ぐるみによる交通安全キャンペーン等を通じて、県民及び観光客等の安全の確保を推進

◇主な取組内容

①各季の交通安全運動

- ・春の全国交通安全運動(4月6日～15日)
- ・夏の交通事故防止運動(7月11日～20日)
- ・秋の全国交通安全運動(9月21日～30日)
- ・年末年始の交通事故防止運動(12月10日～1月10日)

②日を定めて実施する運動

- ・高齢者交通安全の日(毎月15日)
- ・交通安全の日(毎月20日)
- ・交通事故死ゼロを目指す日(4月10日, 9月30日)
- ・ライト点灯の日(10月10日)

(6) 統計調査・研究

市場を意識したマーケティング戦略の観点から効果的な施策の展開を図るため、国の動向も見据えながら、観光統計調査等の整備・研究を進めています。

《主な施策の展開》

◎観光動態調査事業

- ・観光行政の基礎資料として、観光客の入込状況等を把握するため、県内の主要な宿泊施設、観光施設、ドライブインにおいて、動向調査（月1回）を実施

調査施設数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
主要宿泊施設	83 施設	80 施設	80 施設	83 施設	84 施設
主要観光施設・ドライブイン	24 施設	25 施設	25 施設	25 施設	25 施設

◎「稼ぐ力」向上のための誘客プロモーション事業（R4～R5）

【再掲（P30）】

第3 「観光立県かごしま」の実現に 向けた目標の達成状況等

1 数値目標及びその達成状況

「鹿児島県観光振興基本方針」では、「観光立県かごしま県民条例」の趣旨を踏まえ、「観光立県かごしま」の実現に関する各般の施策の展開方向を示すとともに、令和6年（度）を目標年次に、主要な数値目標を設定したところです。

これまで、目標達成に向けて基本方針等に基づく施策を着実かつ積極的に展開した結果、最終年度（令和6年（度））における各実績は以下のとおりとなりました。

項目	区分	基準年	実績	目標
(1) 値値を高める ^(注1)				
		H30年	R6年	R6年
観光消費額		約3,016億円	約2,427億円	3,700億円
(2) 宿泊者数を増やす ^(注2)				
		H30年	R6年	R6年
① 延べ宿泊者数		約886万人泊	約838万人泊	990万人泊
② ①のうち 外国人延べ宿泊者数		約83万人泊	約62万人泊	150万人泊
(3) クルーズ船による観光客を増やす				
		H30年	R6年	R6年
クルーズ船乗客数		約31万人	約22万人	69万人
(4) 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす ^(注3)				
		H30年度	R6年度	R6年度
再訪希望		約76%	約93%	100%

(注1) 観光庁「観光入込客統計」の観光消費額（暦年）を目標の指標として設定しています。

(注2) 観光庁「宿泊旅行統計調査」の延べ宿泊者数（暦年）を目標の指標として設定しています。

(注3) 県観光入込客統計の観光地点パラメータ調査における鹿児島県への再訪希望者の割合を目標の指標として設定しています。

2 目標項目ごとの達成状況の検証

(1) 価値を高める

ア 達成状況

観光庁の「観光入込客統計」を用いた観光消費額の実績は、次のとおりです。

区分 項目	基準年 (H30年)	実績 (R6年)	目標 (R6年)
観光消費額	約3,016億円	約2,427億円	3,700億円

イ 現状の分析

○ 観光消費額は、推進期間前半において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大きく落ち込みました。感染症の収束に伴い、延べ宿泊者数がコロナ禍前の同水準にまで回復するにつれて、観光消費額も徐々に増加し、令和6年は約2,427億円となりました。

ここで、日本人一人当たりの観光消費額単価は、宿泊の場合はコロナ禍前（令和元年）と同水準となる一方で、日帰り旅行客の場合は、近年はコロナ禍前の7割程度で推移しています。

訪日外国人一人当たりの観光消費額単価は、コロナ禍前を上回りました。

ウ 今後の課題

観光消費額の目標達成のためには、本県を訪れる観光客を増やすとともに、観光地の高付加価値化など魅力ある癒やしの観光地形成に取り組み、観光消費額の増加を図ることが重要です。

コロナ禍を経て、旅行需要は、団体旅行から個人旅行へのシフトが進み、持続可能な観光に対する意識は更に高まり、自然・アクティビティに対する需要が高まってきました。このような価値観の多様化や個人のライフスタイルの変化とともに、観光客のニーズも多様化しました。

この多様な観光ニーズに対応した着地型旅行商品などの観光メニューの拡充を行うなど、地域の主体的な取組を強化して、観光客の滞在時間や観光消費額の増加を図る必要があります。

今後も、本県固有の食、温泉、自然、環境、歴史・文化、世界遺産等の多彩な魅力の掘り起こしを行うとともに、消費単価が高い傾向にある旅行者のニーズに対応できる魅力的な滞在型観光コンテンツの開発や、ツアーガイドの育成等、観光地域の高付加価値化を促進することが必要です。

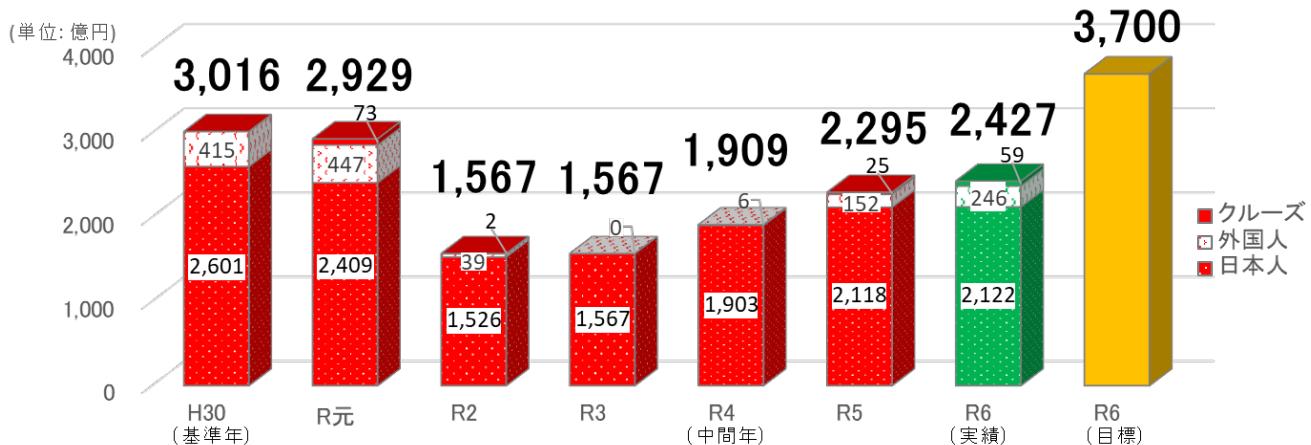
(1) 価値を高める 「観光消費額」について

出典：観光庁「観光入込客統計」

① 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況

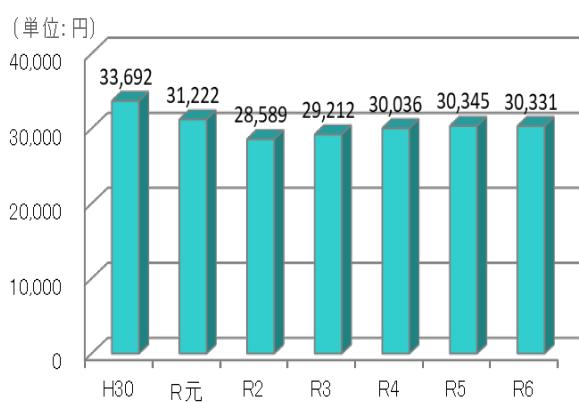


② 観光消費額の推移

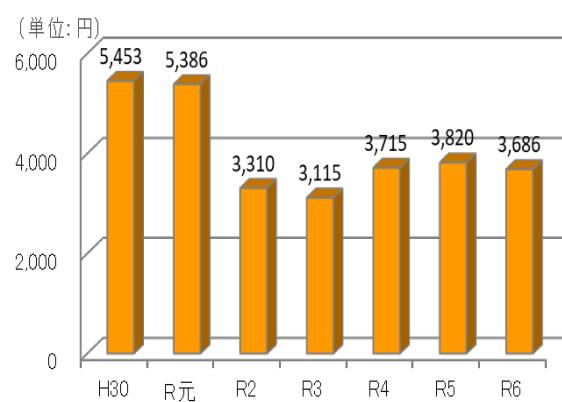


③ 観光消費額単価の推移

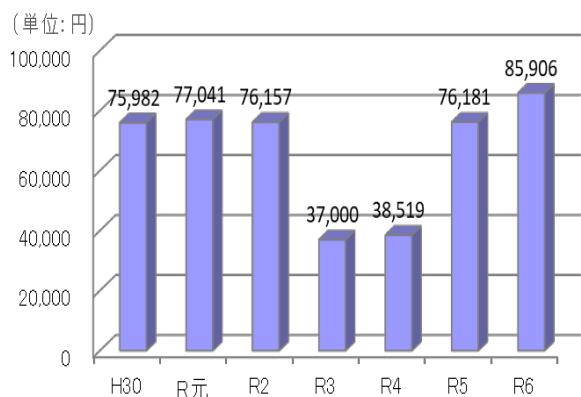
(i) 日本人（宿泊）



(ii) 日本人（日帰り）



(iii) 訪日外国人（宿泊、日帰り）



- ・観光消費額は、推進期間前半において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大きく落ち込んだ。
- ・感染症の収束に伴い、延べ宿泊者数がコロナ禍前の同水準にまで回復するにつれて、観光消費額も徐々に増加し、令和6年は約2,427億円となった。
- ・日本人一人当たりの観光消費額単価は、宿泊の場合はコロナ禍前（令和元年）と同水準となる一方で、日帰り旅行客の場合は、近年はコロナ禍前の7割程度を推移。
訪日外国人一人当たりの観光消費額単価は、コロナ禍前を上回った。

(2) 宿泊者数を増やす

ア 達成状況

観光庁の「宿泊旅行統計調査」による延べ宿泊者数の実績は、次のとおりです。

項目	区分	基準年 (H30年)	実績 (R6年)	目標 (R6年)
① 延べ宿泊者数		約886万人泊	約838万人泊	990万人泊
② ①のうち 外国人延べ宿泊者数		約83万人泊	約62万人泊	150万人泊

イ 現状の分析

【延べ宿泊者数】

○ 延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年は約513万人泊まで落ち込み、さらに令和3年は約493万人泊と現在の調査方法となった平成23年以降で最少となりました。

その後、「今こそ鹿児島の旅」などの切れ目ない観光需要喚起策の効果もあり、令和6年は約838万人泊とコロナ禍前（令和元年）を上回りました。

【外国人延べ宿泊者数】

○ 外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年は約12万人泊まで落ち込み、さらに令和3年は約2万人泊と現在の調査方法となった平成23年以降で最少となりました。

その後、国の外国人観光客受入に係る水際措置が大幅に緩和されて以降回復しつつありますが、令和6年の外国人延べ宿泊者数は約62万人泊とコロナ禍前（令和元年）の7割程度に留まり、コロナ禍前の水準には戻っていない状況です。

(参考) 鹿児島空港国際線の状況 (R7.10現在)

○定期便の再開状況

大韓航空：令和5年10月から再開

香港航空：令和6年3月から再開（現在、欠航・運休中）

チャイナエアライン：令和6年5月から再開

香港エクスプレス：令和5年6月から再開（現在、運休中）

中国東方航空：令和6年7月から再開

チエジュ航空	：令和6年 9月から再開
イースター航空	：令和7年 11月から再開予定
ティーウェイ航空	：運休中
○チャーター便の運航状況	
大韓航空	：1～4月（令和5年），9～10月（令和5年） 1～3月（令和6年）
ティーウェイ航空	：3～4月（令和5年）
チャイナエアライン	：6月（令和5年）
ベトナム航空	：3月，12月（令和6年），1月・3月（令和7年）
エアプサン	：1～2月（令和7年）

ウ 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、本県観光関連産業は、持ち直しの動きが見られるところですが、これを確かなものとするため、コロナ禍を経て更に多様化する観光客のニーズの変化に的確に対応する必要があります。

今後も、ビッグデータ等の情報に基づき、国内外の観光客の嗜好をしつかり捉えたプロモーションを実施するなど、本県への更なる誘客を図っていく必要があります。

また、鹿児島空港国際線定期便が順次再開していることに加え、令和6年のクルーズ船寄港は過去最高に近い実績となり、今後のインバウンド需要の本格的な回復を見据えた取組を行う必要があります。ここで、訪日外国人の宿泊先の7割が三大都市圏に集中している現状を踏まえ、地方への誘客を促進するため、空港や観光の関係者と連携の上、空港受入体制の確保に係る取組を積極的に進めるほか、現地セールスやプロモーションの強化など、ターゲットとする市場に応じた効果的な誘客を展開する必要があります。

(2) 宿泊者数を増やす

① 「延べ宿泊者数」について

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

① 直近の延べ宿泊者数（令和6年）

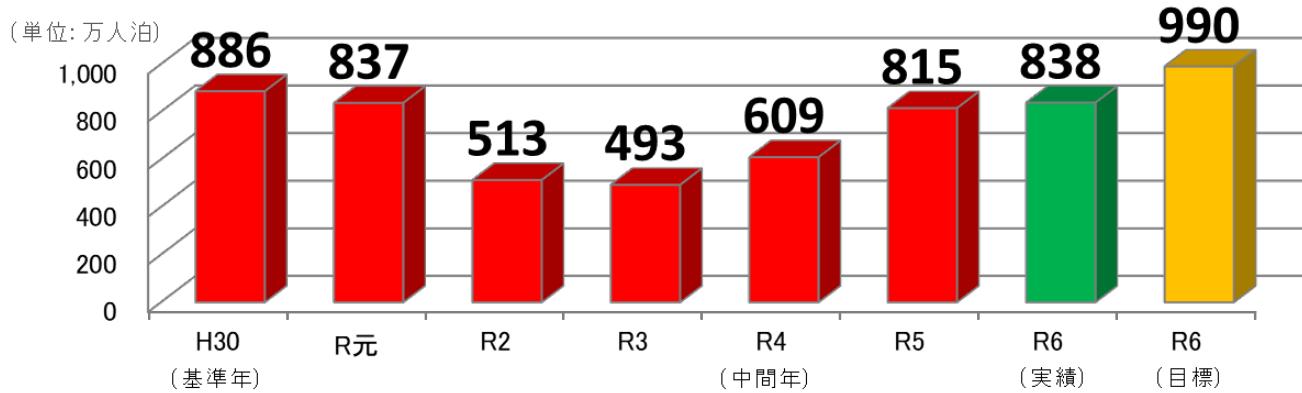
8,378,560 人泊（令和元年比 100.1%）

全国 21 位 九州 2 位

② 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況

〈平成30年〉 (基準値)	〈令和6年〉 (最終実績)	〈令和6年〉 (目標値)
約 886 万人泊	約 838 万人泊	990 万人泊

③ 延べ宿泊者数の推移



- 令和3年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在の調査方法となった平成23年以降で最少
- 切れ目ない観光需要喚起策の効果もあり、令和6年はコロナ禍前（令和元年）を上回った。

(2) 宿泊者数を増やす

②「外国人延べ宿泊者数」について

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

① 直近の外国人延べ宿泊者数（令和6年）

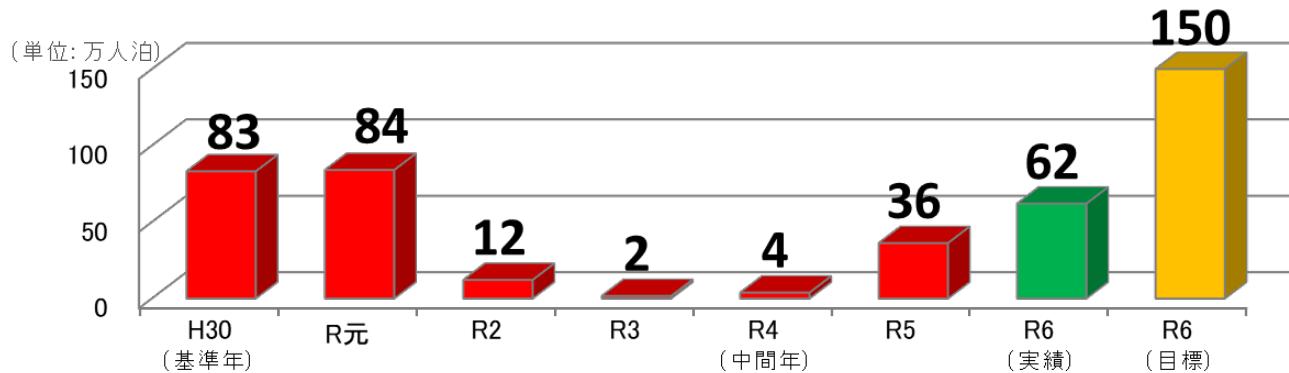
620,050 人泊（令和元年比 73.8%）

全国 23 位 九州 5 位

② 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況

〈平成 30 年〉 (基準値)	〈令和 6 年〉 (最終実績)	〈令和 6 年〉 (目標値)
約 83 万人泊	約 62 万人泊	150 万人泊

③ 外国人延べ宿泊者数の推移



- 令和3年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在の調査方法となった平成23年以降で最少
- 令和5年に水際措置が大幅に緩和されて以降、回復傾向にあるが、令和6年はコロナ禍前（令和元年）の7割程度に留まる。

(3) クルーズ船による観光客を増やす

ア 達成状況

クルーズ船乗客数の実績は、次のとおりです。

項目	区分	基準年 (H30年)	実績 (R6年)	目標 (R6年)
クルーズ船乗客数		約31万人	約22万人	69万人

イ 現状の分析

○ クルーズ船乗客数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月から国内での国際クルーズ船の運航が停止されていたため大きく減少しました。

令和4年11月に国が受入再開を発表し、本県へも、令和5年3月に、約3年ぶりに寄港が再開されて以降、寄港回数は順調な推移し、令和6年はそれまでの過去最高（令和元年 156回）に近い151回の寄港があったものの、令和6年の乗客数は約22万人でした。

（参考）クルーズ船の寄港実績

○県内へのクルーズ船寄港実績

R1:156回, R2:7回, R3:3回, R4:31回, R5:125回, R6:151回

ウ 今後の課題

国際クルーズ船については、寄港回数は順調な推移となっていますが、寄港地観光は鹿児島市内が中心であり、その経済効果を県内各地へ波及させることが課題となっています。

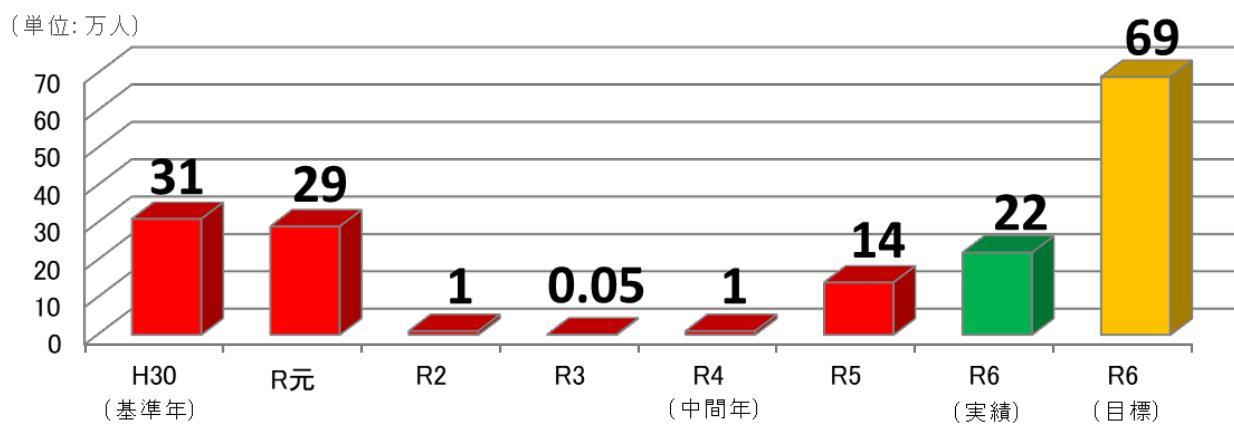
今後も、前・後泊が見込める鹿児島発着クルーズへの支援を行うとともに、県内の離島への寄港や寄港地観光の拡充に取り組む必要があります。併せて、水上交通や新幹線を活用した新たなクルーズ船客向けのツアーコースや、クルーズ船の受入環境・体制の強化に取り組む必要があります。

(3) クルーズ船による観光客を増やす 「クルーズ船乗客数」について

① 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況

〈平成 30 年〉 (基準値)	〈令和 6 年〉 (最終実績)	〈令和 6 年〉 (目標値)
約 31 万人	約 22 万人	69 万人

② クルーズ船乗客数の推移



- ・令和 2 ~ 3 年は新型コロナウィルス感染症の拡大の影響により、国際クルーズ船の運航が停止されたため大きく減少
- ・令和 6 年は、それまでの過去最高（令和元年：156 回）に近い寄港回数 151 回で、乗客数はコロナ禍前（令和元年）の 8 割程度

(4) 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす

ア 達成状況

県観光入込客統計の観光地点パラメータ調査における鹿児島県への再訪希望者の割合は、次のとおりです。

項目\区分	基準年 (H30 年度)	実績 (R6 年度)	目標 (R6 年度)
再訪希望	約 76%	約 93%	100%

イ 現状の分析

- 観光客の再訪希望は、基準年の約 76%から 17 ポイント増加し、令和 6 年度は約 93%となっております。

ウ 今後の課題

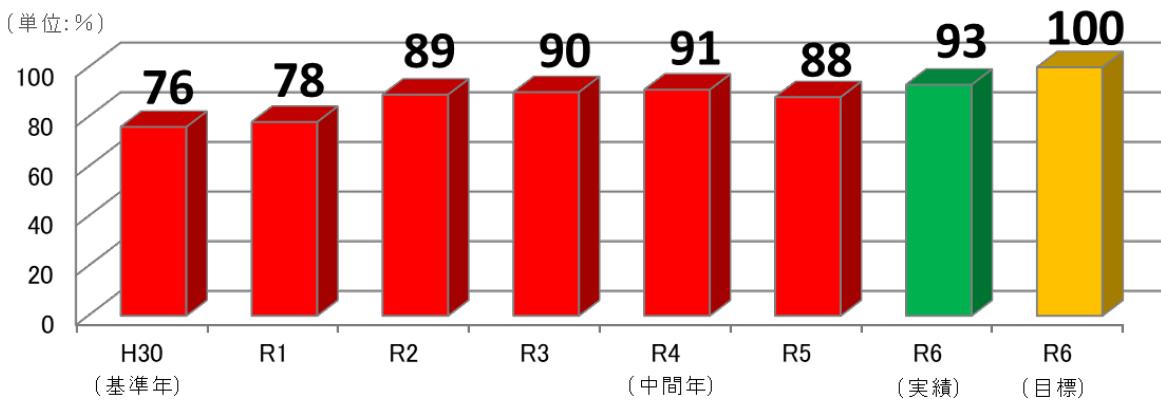
本県を訪れた観光客にリピーターとなっていただくためには、観光客の満足度を高めるため、観光地の磨き上げやまごころのこもったおもてなしなど、受入体制の充実を図ることが必要であることから、今後とも、基本方針等に基づく各般の施策を引き続き着実かつ積極的に展開することが必要です。

（4）観光客の満足度を高め、リピーターを増やす 「再訪希望」について

① 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況



② 再訪希望の推移



- ・観光地の磨き上げやまごころのこもったおもてなしなど、受入体制の充実を図ったことにより、平成30年度（基準年）の約76%から17ポイント増加し、令和6年度は約93%となった。

3 主な観光関係の動向

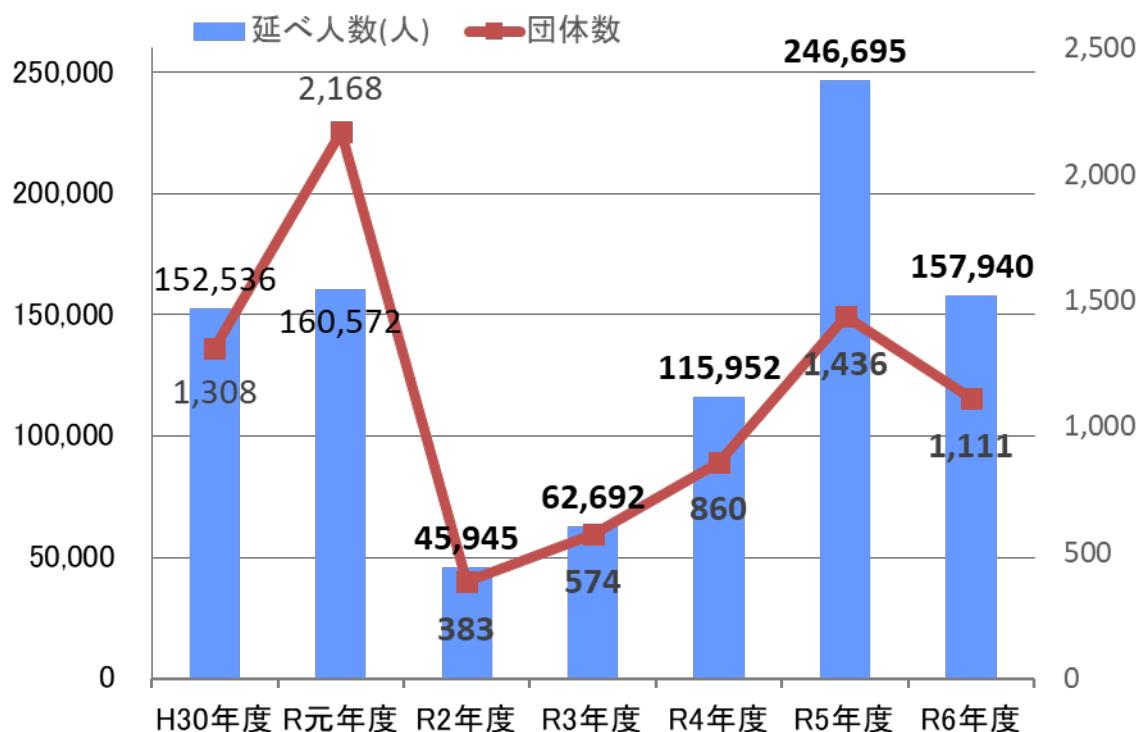
(1) スポーツキャンプ等

スポーツキャンプ・合宿等の誘致については、市町村やスポーツ、観光、宿泊、交通等の各種団体等で構成する連絡会を設置し、スポーツコミュニケーションとして、スポーツ合宿の誘致から歓迎まで官民一体となって取り組んでいます。

県外からの延べ合宿受入人数等は、南部九州高校総体が行われた令和元年度にそれまでの過去最高を更新するなど順調に伸びていましたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しました。

令和4年度以降は、新型コロナウイルスに関する行動制限の緩和等が行われ、令和5年度は鹿児島国体・鹿児島大会の開催もあり、再び過去最高を更新しました。令和6年度は、前年度を下回るもの、令和元年度の同水準まで回復しました。

【県外からのスポーツ合宿の団体数参加延べ人数】



(2) 教育旅行

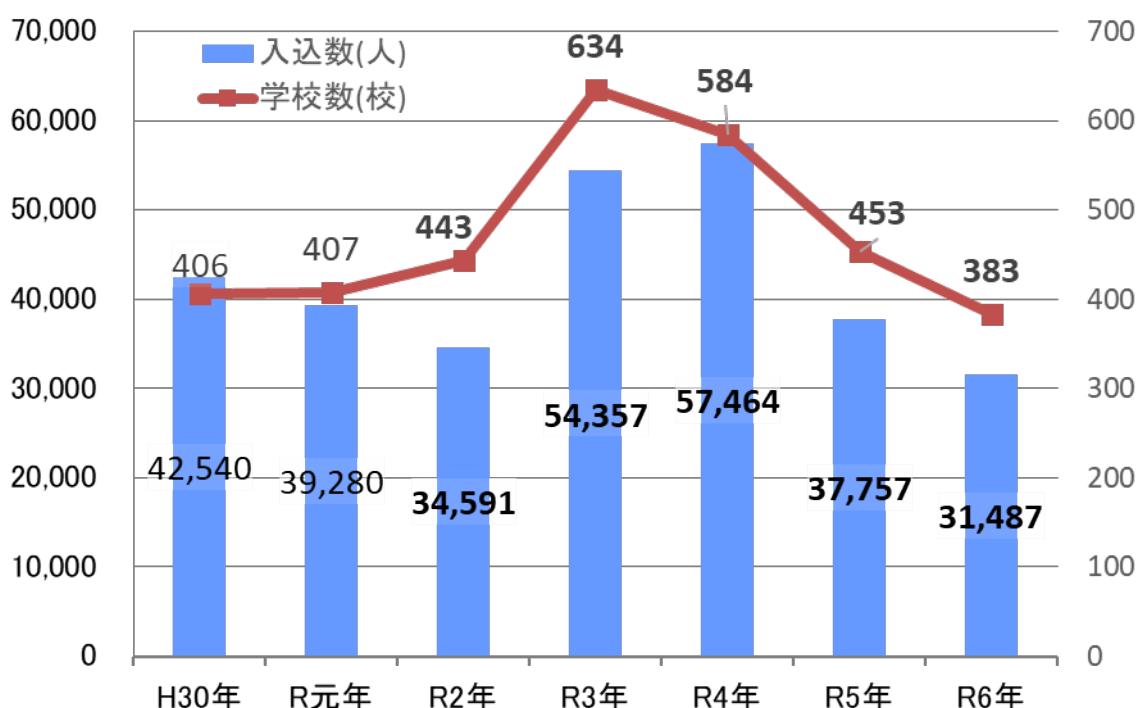
教育旅行の誘致については、平和教育や歴史、自然学習などテーマ性のある観光地、体験型観光メニューなど、本県の魅力ある観光資源を生かし、県や市町村、関係事業者等で構成する県教育旅行受入対策協議会を中心に積極的に誘致を行ってきたところです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発出されるなど県境を越える移動が制限されたため、教育旅行の中止が相次ぎ、大幅に減少しました。

令和3、4年度は、コロナ禍前まで海外や国内の都市部、沖縄などに行っていた県外の学校が鹿児島に行き先を変更したことなどにより、一時的に増加しました。

新型コロナウイルス感染症収束後の令和5年度以降は、少子化に伴う1校あたりの人数減少や物価高による行程変更、農家民泊の受け入れ家庭数の減少などが要因となり、減少傾向にあります。

【教育旅行入込状況】



※ H30年～R1年、R5～R6年に継続的に回答のあった24施設・団体の結果を集計。なお、R2年からR4年については、一部回答を得てない施設があり、R2年は21施設・団体、R3年は22施設・団体、R4年は21施設・団体からの回答をもとに算出。

観光立県かごしま県民条例

〔平成 21 年 3 月 27 日
鹿児島県条例第 9 号〕

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 観光立県の実現に関する基本的施策（第 8 条—第 20 条）
- 第 3 章 鹿児島県観光立県推進会議（第 21 条—第 27 条）

附則

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約 600 キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、世界自然遺産である屋久島並びに奄美大島及び徳之島、我が国最初の国立公園である霧島、鹿児島湾に悠然と浮かぶ桜島、天然の砂蒸し温泉のある指宿や希少な野生動植物の宝庫である奄美の島々など、豊かな自然環境に恵まれている。また、我が国の南に位置し、上野原遺跡などが示すように先進的な縄文文化が栄え、鉄砲やキリスト教の伝来の地となるなど、古くからアジア地域をはじめとする諸外国とも積極的に交流を進めてきた。これらの交流により、開放的で親しみやすく進取の気性に富んだ人柄を生み、我が国の近代化の出発点である明治維新において中心的な役割を担った先人、優れた作家、画家などの芸術家を輩出してきた。さらに、多様な食文化や伝統がはぐくまれ、県民が誇りと愛着を持つ地域社会や歴史がつくられてきた。

観光産業は、宿泊業や旅行業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や運輸業、製造業その他の産業とも密接な関係を有する総合的な産業であり、観光の振興を図ることは、観光旅行者による消費の拡大などの直接的な効果にとどまらず、観光旅行者と地域の人々との交流、相互理解を促進し、地域における雇用の増大、地域経済の活性化、潤いのある豊かな生活環境の創造等にもつながるものである。

このため、私たちは、観光の振興を図ることで活力ある地域社会づくりに資する観光立県を目指して、豊かな自然環境、伝統や歴史を生かした観光に関する取組を進めてきたが、近年の人々のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした体験、本物志向といった観光旅行者の需要の高度化や少人数による観光旅行の増加のほか九州新幹線等の交通基盤の発達など観光をめぐる状況は大きく変化しており、これに適切に対応しつつ、観光立県を実現するためには、私たち県民一人一人が観光立県に対する理解を深め、その重要な担い手としての認識をはぐくむことが必要である。

ここに、県、市町村、県民、観光関係事業者等の共生と協働により、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。
(令 3 条例 37・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光関係事業者（観光に関する事業を営む者をいう。以下同じ。）及び観光関係団体（観光の振興を目的として、観光関係事業者、関係行政機関等が構成する団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会づくり、地域経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光立県の実現に関する施策は、すべての者が地域における創意工夫を生かした主体的な取組を行い、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力ある地域社会の形成のため重要な認識の下に講ぜられなければならない。

- 2 観光立県の実現に関する施策は、観光産業が多様な事業活動から構成され、地域経済において重要な役割を担っていることにはかんがみ、県、市町村及び県民等（県民、観光関係事業者及び観光関係団体をいう。以下同じ。）の共生と協働（相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。）により行われるよう講ぜられなければならない。
- 3 観光立県の実現に関する施策は、自然との共生に配慮されるとともに、地域の自然、景観、歴史、文化、食、伝統、歴史的風致その他の観光資源（以下「地域の観光資源」という。）が良好に保全され、積極的に活用及び創出されるよう講ぜられなければならない。
- 4 観光立県の実現に関する施策は、県民等が地域の観光資源に関する理解を深め、おもてなしの向上に努めるとともに、観光立県の実現の担い手となる人材の育成が図られるよう講ぜられなければならない。
- 5 観光立県の実現に関する施策は、高齢者、障がい者、外国人等すべての者が安心して快適に観光ができる環境が整備されるよう講ぜられなければならない。
- 6 観光立県の実現に関する施策は、市町村の区域又は県の区域を超えた広域的な取組が行われるとともに、県民等の相互交流の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

- 2 県民は、地域の観光資源に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心をもって観光旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光関係事業者の役割)

第5条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて観光旅行者に対するサービスの向上に努めるとともに、地域における他の事業活動と連携

- することにより、地域の活性化に努めるものとする。
- 2 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、地産地消（県内で生産される農畜産物、林産物又は水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。次条第2項において同じ。）に取り組むよう努めるものとする。
- 3 観光関係事業者は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

- 第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業種の枠を超えた連携を図りながら、その事業活動を行うよう努めるものとする。
- 2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地産地消、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致、受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。
- 3 観光関係団体は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への要請及び支援）

- 第7条 県は、観光立県の実現における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は、市町村がその区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を実施するため必要な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第2章 観光立県の実現に関する基本的施策

（観光立県の実現に関する基本方針）

- 第8条 知事は、観光立県の実現に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定しなければならない。
- 2 基本方針は、観光立県の実現に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本方針を策定しようとするときは、鹿児島県観光立県推進会議の意見を聴くとともに、県議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（施策の実施状況の報告等）

- 第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

（競争力の高い魅力ある観光地の形成）

- 第10条 県は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 市町村、観光関係事業者及び観光関係団体と連携した地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保に関する施策
- (2) 地域の観光資源の保全、活用及び創出に関する施策
- (3) 観光旅行者の来訪の促進に必要な宿泊施設、郷土料理の提供施設、地域特産

物の販売施設、案内施設その他の観光に関する施設（次号において「観光関係施設」という。）、交通施設等の整備に関し必要な施策（次号に掲げる施策を除く。）

（4）高齢者、障がい者、外国人等特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる観光関係施設、交通施設等の整備に関し必要な施策

（5）観光旅行者の移動の利便の増進、情報通信技術を活用した観光旅行に関する情報の提供等に関する施策

（観光を担う人材の育成）

第11条 県は、観光立県の実現に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者及び観光に関する活動に携わるボランティアの知識及び能力の向上に関し必要な施策を講ずるものとする。

（外国人観光旅客の来訪の促進）

第12条 県は、アジア地域からの観光旅客をはじめとする外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の来訪の促進等）

第13条 県は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、地域の観光資源に関する広報活動及び観光旅行に関する情報の提供を行うものとする。

2 県は、市町村がその区域を超えて行う観光の振興に関する施策への取組を支援するとともに、県の区域を超えた広域的な観光の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（相互交流の促進）

第14条 県は、経済、文化、スポーツ等による国際相互交流並びに県内及び他の都道府県との間における相互交流を通じて、観光立県の実現を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行の安全の確保）

第15条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、安全で安心なまちづくり等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（新たな観光旅行の分野の開拓等）

第16条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム（主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しながら自然、文化、食等に関する知識及び理解を深めるための活動をいう。）、ヘルステーリズム（優れた自然の風景地を訪れ、その地域の自然、温泉等を利用し、心身の健康を回復し、又は保持増進するための活動をいう。）その他の多様な観光旅行の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツキャンプ（スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿をいう。）、スポーツの競技会等の誘致を図るとともに、市町村及び県民等による誘致を促進するため、スポーツ施設等に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光地における環境の保全）

第17条 県は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及、理解の増進等に必要な施策及び環

境の保全に関する規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者は、県又は市町村が実施する観光地における環境の保全を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発及び学習の推進)

第 18 条 県は、県民の観光に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、啓発並びに学校教育及び社会教育における観光に関する学習の推進に努めるものとする。

(統計調査その他の調査及び研究)

第 19 条 県は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 鹿児島県観光立県推進会議

(推進会議)

第 21 条 観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県観光立県推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本方針に関し、第 8 条第 4 項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、観光立県の実現に関する事項に関し、調査審議すること。

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるとときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織等)

第 22 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、観光に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 23 条 推進会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 24 条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 25 条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 26 条 推進会議の庶務は、観光・文化スポーツ部において処理する。

（平 22 条例 13・平 29 条例 7・令 3 条例 13・一部改正）

(委任)

第 27 条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 観光審議会条例（昭和 30 年鹿児島県条例第 34 号）は、廃止する。

3 第 8 条の規定による基本方針は、この条例の施行の日からおおむね 1 年以内に策定されなければならない。

4 推進会議の委員の任命に当たっては、男女の多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとする。

5 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、観光立県の実現を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日条例第 13 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 7 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日条例第 13 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 15 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。